

目標管理型の政策評価の実施状況について

大臣官房評価改善課

平成23年12月

農林水産省

Contents

1

目標管理型の政策評価の実施状況について

1-1. 農林水産政策の検証プロセス	3
1-2. 政策評価の対象と方法	4
1-3. 平成23年の評価スケジュール	7
1-4. 取組内容（22年度実施政策の評価、23年度実施政策の目標設定）	8
1-5. 試行的取組等を通じて明らかになった課題	12

2

参考資料

2-1. 政策評価の実施体制	14
2-2. これまでの主な経緯	15

1

目標管理型の政策評価の実施状況について

1-1. 農林水産政策の検証プロセス

基本法

(食料・農業・農村基本法)
(森林・林業基本法)
(水産基本法)

- 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮等の基本理念と講ずべき施策の基本方向を明示。
- 農林水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画の策定を政府に義務付け。

基本計画

(食料・農業・農村基本計画)
(森林・林業基本計画)
(水産基本計画)

- 食料自給率等の目標や、食料・農業・農村等に関して講ずべき施策を規定。
- 10年程度を見通して策定。

政策目標（指標）

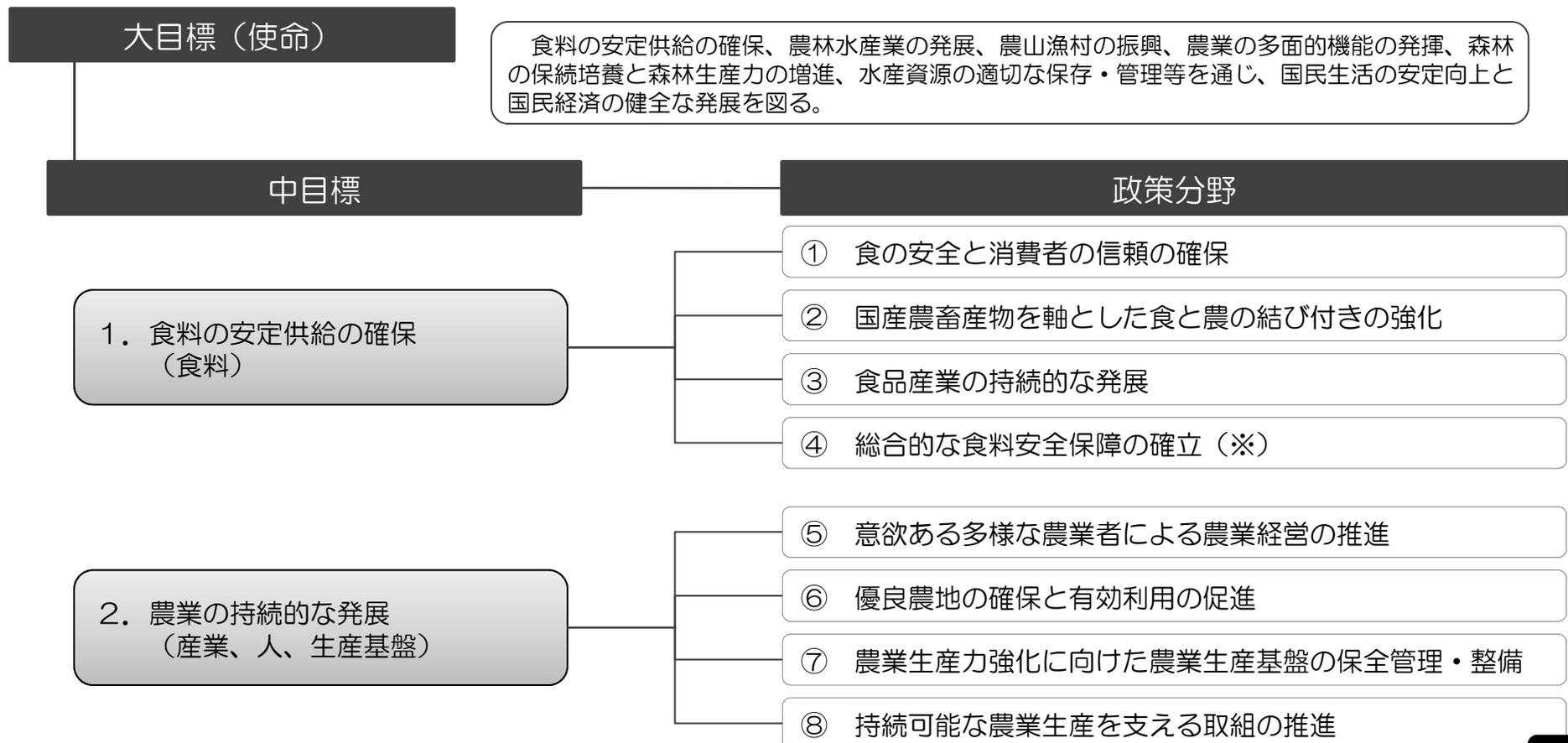
- 政策の透明性の確保及び効率的な実施を図るため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、毎年、政策評価を実施。
- 評価に当たっては、食料・農業・農村基本計画等を踏まえ、政策評価体系を構築し、政策分野ごとに目標を設定して、政策の効果等を検証。

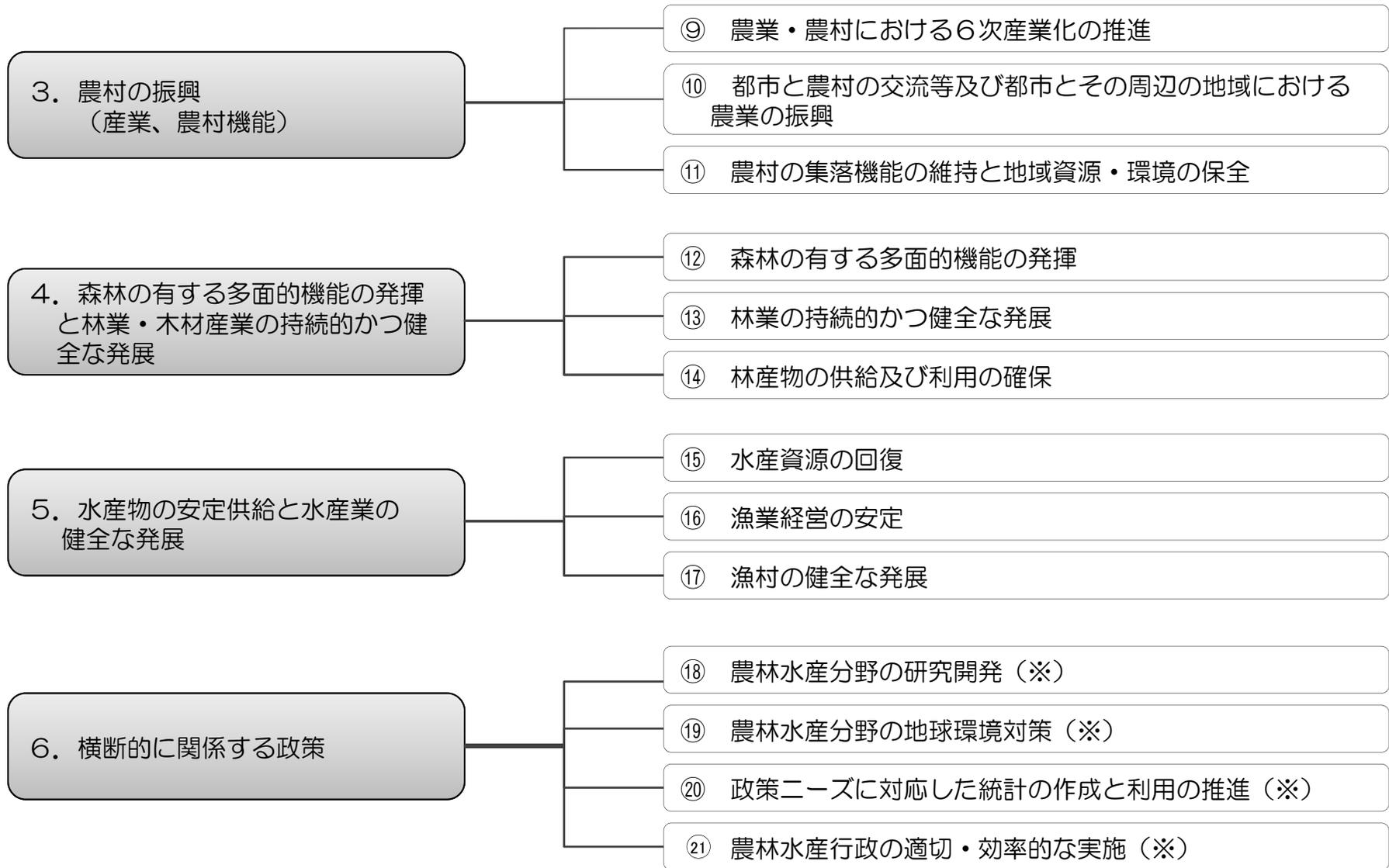
各施策

1-2. 政策評価の対象と方法

- 体系的かつ合理的な評価を行うため、個々の政策手段を含めた政策評価体系をあらかじめ明示。
- 一般政策、公共事業、研究開発、税制、規制を対象に政策評価を実施。

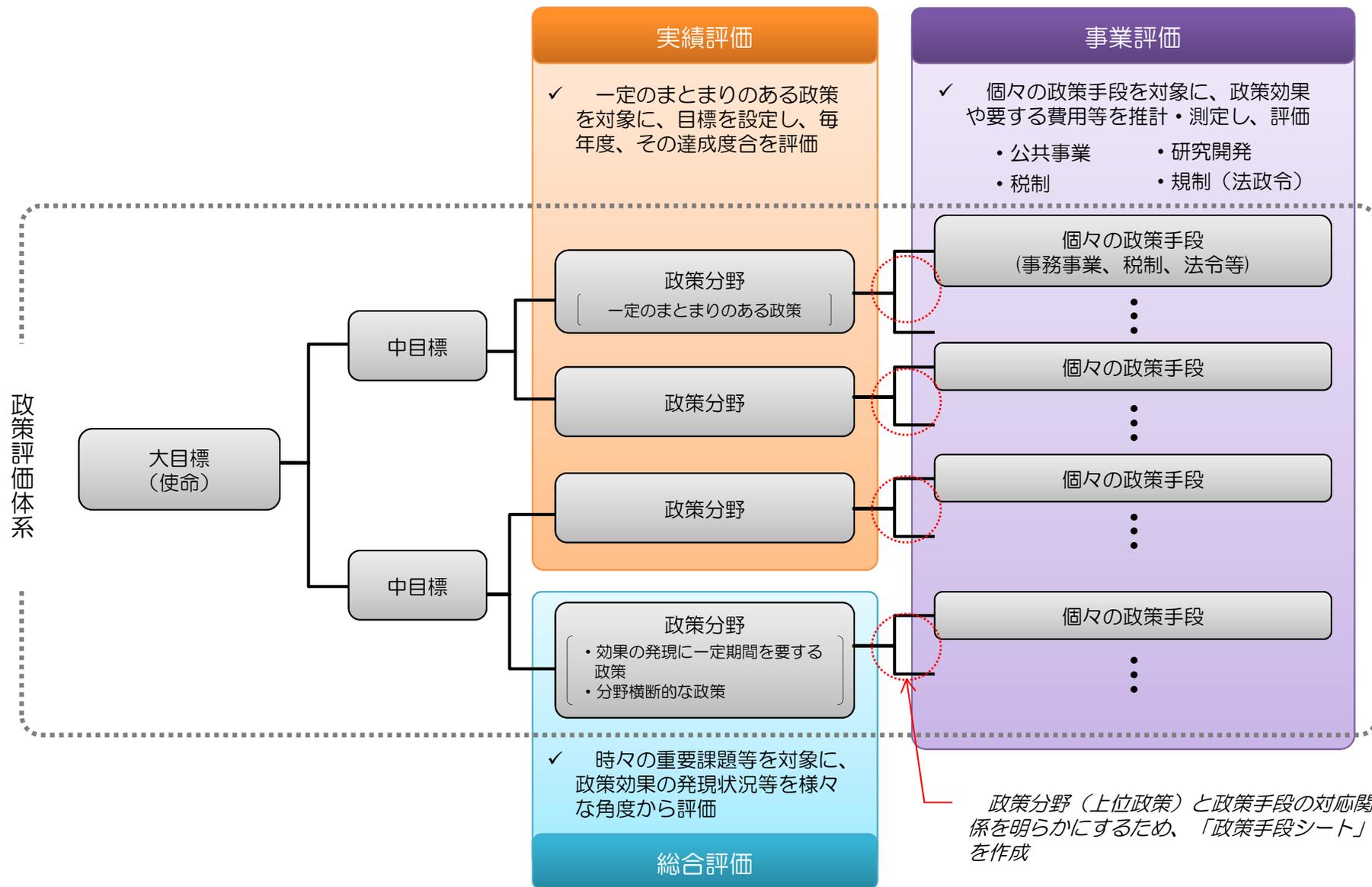
農林水産省政策評価体系





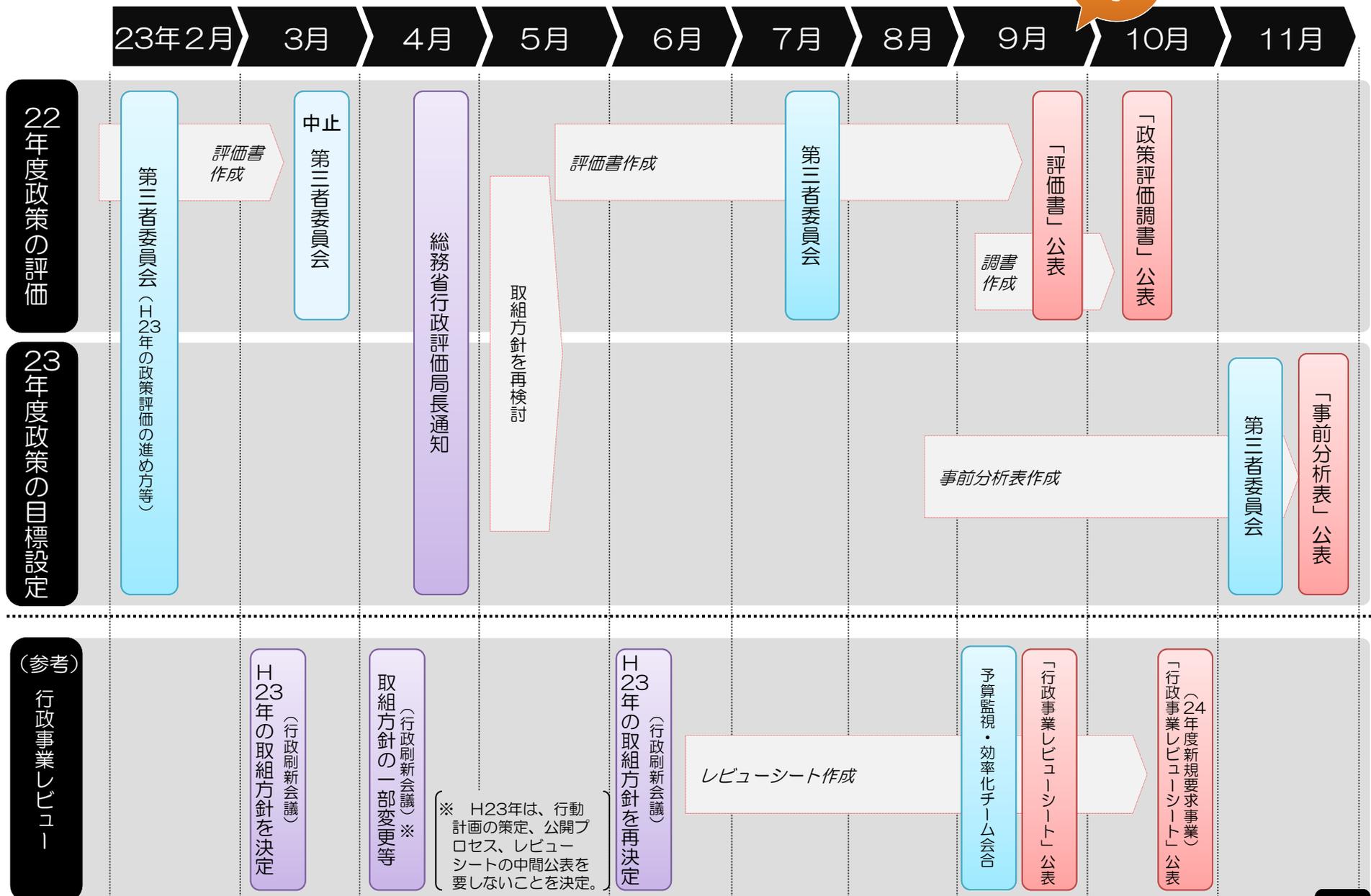
※：総合評価を行う政策分野

政策評価体系と評価対象・評価方法の関係



1-3. 平成23年の評価スケジュール

予算要求等



(注) 政策評価の取組については、目標管理型の政策評価に関する事項のみ記載。

1-4. 取組内容

平成22年度実施政策の評価

■ 概要 ■■

(1) 平成23年の政策評価においては、政策分野や施策ごとの評価を行わず、総務省から提示された様式（一部カスタマイズ）を用いて、平成22年度目標値に対する実績値のモニタリングを実施。

実績値については、被災地のデータを除くなど、対応可能な範囲で把握するとともに、震災に関連した指標については、実績値の把握を行っていない。

【参考】実績評価を行う16政策分野、全128指標のうち、

- 把握すべきデータの一部が欠ける指標：19指標
- 震災に関連した指標（実績値の把握を行わない指標）：14指標

(2) 当省独自の取組として、目標値に対する達成度合を判定（ABC判定等）するとともに（把握すべきデータの一部が欠ける指標を除く。）、達成度合の悪い指標（9指標）については、施策の有効な改善に資するように要因分析を実施。

(3) また、評価の充実を図るための情報として、政策手段シートにおいて、これまで示してこなかった「予算執行額」を記載。執行状況が悪い（執行率が50%に満たない）事業については、その理由についても記載。

■ 評価書のカスタマイズ ■ ■ ■

「参考資料1」参照

No	カスタマイズの主な内容	理由
I	<ul style="list-style-type: none"> ● 「施策」欄を追加。 ● 「目標」欄の記入位置を変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで、政策分野ごとに施策（政策を実現するための具体的な方策）を位置付け、また施策ごとに目標を設定し、評価を実施してきており、「施策」－「目標」－「測定指標」の対応関係を分かり易くするため。
II	<ul style="list-style-type: none"> ● 「実績値」欄に「達成度合」を記入。 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで、目標値に対する達成度合に応じてランク分けを行ってきており、この取組内容を継続させるため。
III	<ul style="list-style-type: none"> ● 「施策に関する評価結果」欄を「要因分析」欄に変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度ごとの評価内容を記入する欄が設定されていないため。（施策の有効な改善に資するように要因分析を実施するため。）
IV	<ul style="list-style-type: none"> ● 「評価結果の政策への反映状況」欄を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策分野の概要（政策分野の目指すべき姿）から、実績（分析結果）、政策への反映までの一連のプロセスが分かるようにするため。 ● 別途、財務省から同様の作業（政策評価調書の作成・公表）が求められており、評価書の中に、当該項目を組み入れることにより、作業の重複を避けるため。

平成23年度実施政策の目標設定（事前分析表の作成）

■ 概要 ■ ■ ■

- (1) 平成23年度の政策目標や測定指標等については、食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）等を踏まえ設定し、平成22年8月に公表済みであるが、総務省から提示された様式（一部カスタマイズ）を用いて、事前分析表として再整理。
- (2) 事前分析表の作成に当たっては、既に公表している内容を基本としつつ、平成22年9月以降に新たに策定された長期計画の内容や平成22年度実施政策の評価結果等を踏まえ、必要に応じ、測定指標の新設・見直し等を実施。
- (3) なお、実績評価を行う政策分野（16政策分野）のみならず、総合評価を行うこととしている政策分野（4政策分野）についても、事前分析表を作成。

■ 事前分析表のカスタマイズ ■ ■

「参考資料2」参照

No	カスタマイズの主な内容	理由
I	<ul style="list-style-type: none"> ● 「施策」欄を追加。 ● 「目標」欄の記入位置を変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで、政策分野ごとに施策（政策を実現するための具体的な方策）を、また施策ごとに目標を設定し、評価を実施してきており、「施策」－「目標」－「測定指標」の対応関係を分かり易くするため。 [評価書と同様のカスタマイズ]
II	<ul style="list-style-type: none"> ● 「各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法」欄を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価を実施する時点で用いることとしている「目標の達成度合の判定基準」等をあらかじめ明示するため。
III	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連する政策手段の記載方法を変更。 <ul style="list-style-type: none"> － 関連する政策手段（法律、予算、税制）を全て記載。 － 予算については、行政事業レビューの実施単位に合わせて記載。 － 「補正後予算額」欄を「予算の状況」欄に修正。 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで、政策手段シートとして、政策分野ごとに全ての政策手段を整理してきており、この取組内容を継続させるため。 ● 事前分析表において整理した政策手段（予算）ごとに、翌年度、行政事業レビューを実施することを想定しているため。 ● 評価書や行政事業レビューシートの項目に合わせるため。

1-5. 試行的取組等を通じて明らかになった課題

評価方法について

- ✓ 毎年の評価は実績値のモニタリングのみでも良いとされていることから、政策立案に評価結果が十分活用されるよう、評価書に工夫が必要。
- ✓ 一方、評価に付随する作業（政策評価調書の作成や予算等への反映状況のとりまとめ等）については、重複している部分もあり、更なる効率化が必要。

政策評価と行政事業レビューの連携について

- ✓ 政策評価と行政事業レビューの連携を確保しつつ、これらの結果を予算要求作業等へ活用するためには、適切なスケジュール設定が必要。

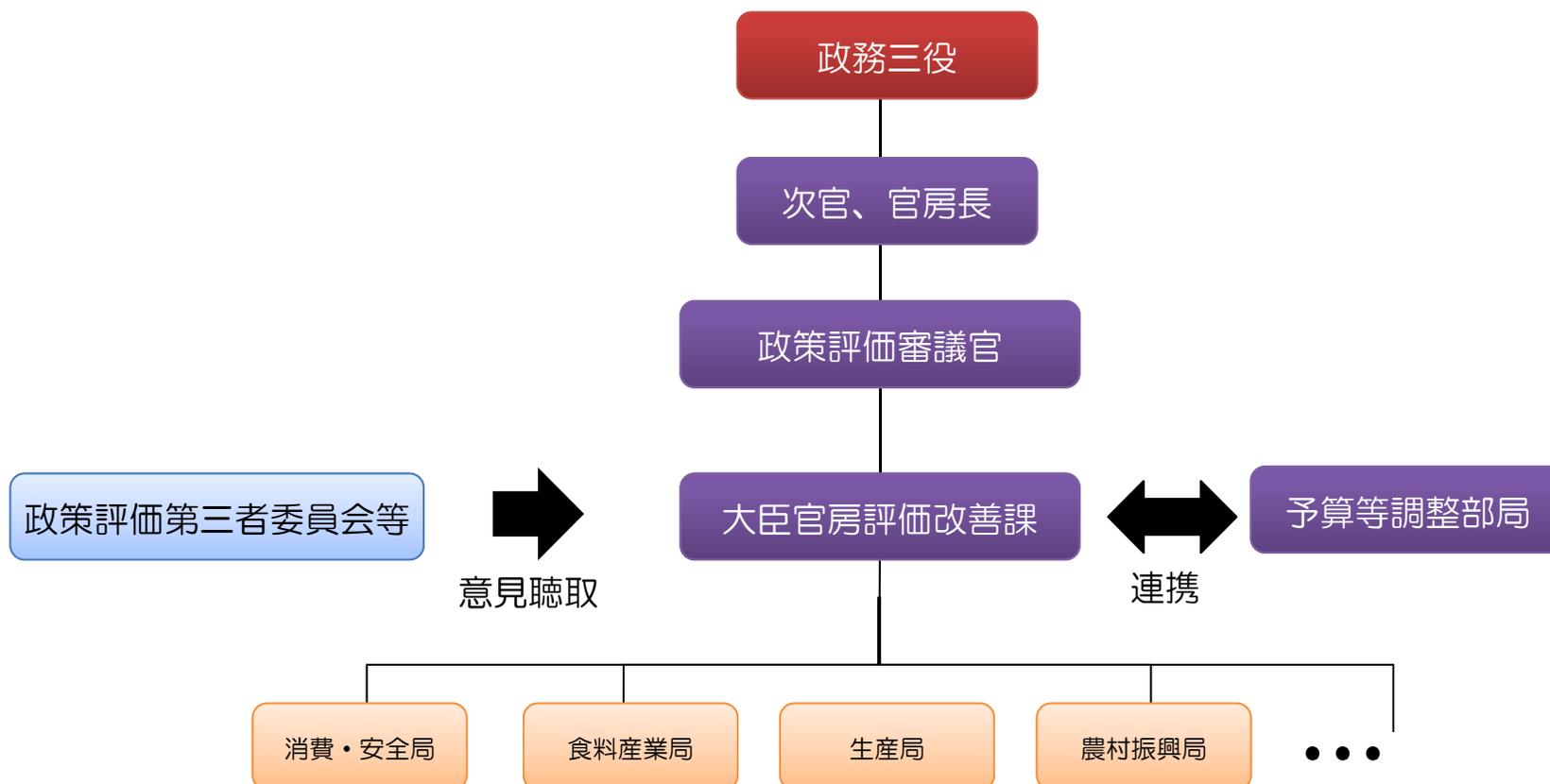
（ 作業時期に様々な制約がある中で、「政策評価（上位政策の評価）」→「行政事業レビュー（上位政策の目標達成のために講じる個々の政策手段の検証）」→「政策への反映」という一連の流れを予算要求作業等に組み込む必要。 ）

2

參考資料

2-1. 政策評価の実施体制

- 平成23年9月の組織再編により、「政策評価」、「行政事業レビュー」、「業務のリスク管理」等、省内の政策・業務に対する点検機能を集約した「大臣官房評価改善課」を設置。
- 学識経験を有する者の知見を活用するため、政策評価第三者委員会を設置し、意見を聴取。また、公共事業や研究開発の評価に当たっては、政策評価第三者委員会に代えて、技術検討会等を開催。



2-2. これまでの主な経緯

<政府全体の動き>

13年度	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価法」成立 「政策評価に関する基本方針」閣議決定
14年度	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価法」施行
15年度	
16年度	<ul style="list-style-type: none"> 規制影響分析の試行的実施（～H19.9.30）
17年度	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」改正等 （予算・決算との連携の強化、政策評価の重点化・効率化等）

農林水産省の取組		
政策評価基本計画	主な内容	評価件数
H14.3	<ul style="list-style-type: none"> 他府省に先駆け、食料・農業・農村基本計画の初年度に当たる平成12年度政策から評価を開始。 全ての公共事業・研究開発を対象に、事業評価を実施。 	8,546件 <ul style="list-style-type: none"> 一般政策：79件（手段別：162件） 公共事業：8,316件 研究開発：151件
	<ul style="list-style-type: none"> 一般政策の評価を補完するものとして、政策手段別評価を導入。 	7,761件 <ul style="list-style-type: none"> 一般政策：70件（手段別：180件） 公共事業：7,551件 研究開発：140件
	<ul style="list-style-type: none"> 政策分野間、目標間の関連や位置付けの明確化を図る観点から、政策の大目標、中目標を設定し、政策分野の体系化を実施。 	6,385件 <ul style="list-style-type: none"> 一般政策：82件（手段別：94件） 公共事業：5,981件 研究開発：321件 総 合：1件
	<ul style="list-style-type: none"> 政策分野の整理・分割・統合を実施（～H17年度）。 全ての既存事業を対象に、政策手段別評価を実施（～H18年度）。 	6,088件 <ul style="list-style-type: none"> 一般政策：59件（手段別：60件） 公共事業：5,882件 研究開発：142件 総 合：5件
H18.3		6,118件 <ul style="list-style-type: none"> 一般政策：57件（手段別：46件） 公共事業：5,737件 研究開発：322件 総 合：2件

18年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果重視事業の創設 	H22.8	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「政策評価に関する基本方針」の改定等を受け、 <ul style="list-style-type: none"> ・政策分野の大括り化 ・事業評価対象の重点化等を実施。 	652件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般政策：16件 (手段別：21件) ・公共事業：623件 ・研究開発：12件 ・総 合：1件 	
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要対象分野に関する政策評価を開始 ● 規制の事前評価を義務付け 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 政策手段別評価の対象を見直し。(目標に対する達成度合が悪かったもののうち予算額が上位2つまでの事業に重点化。) 	781件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般政策：16件 (手段別：4件) ・公共事業：736件 ・研究開発：15件 ・規 制：5件 ・成果重視：9件 	
20年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策評価と予算・決算との連携を強化 <p>(政策評価の単位と予算書・決算書の表示科目単位を対応 等)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 局横断的な政策分野から成る新たな政策評価体系を構築。 	761件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般政策：17件 (手段別：4件) ・公共事業：724件 ・研究開発：7件 ・規 制：4件 ・成果重視：9件 	
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策達成目標明示制度の導入等を閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政事業レビューの試行に伴い「政策手段別評価」の実施を取り止め。 	494件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般政策：17件 (手段別：5件) ・公共事業：459件 ・研究開発：7件 ・規 制：2件 ・成果重視：8件 ・総 合：1件 	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 租税特別措置等に係る政策の評価を義務付け ● 行政事業レビューの試行 ● 予算監視・効率化チームの設置 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 標準様式を活用し、実績値のモニタリングを中心とした一般政策の評価を実施。 ■ 事前分析表を作成。 	490件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般政策：16件 ・公共事業：419件 ・研究開発：6件 ・規 制：2件 ・税 制：44件 ・成果重視：3件 	行政事業レビュー + 489件
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 目標管理型の政策評価に係る試行的取組の実施 ● 行政事業レビューの本格実施 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 標準様式を活用し、実績値のモニタリングを中心とした一般政策の評価を実施。 ■ 事前分析表を作成。 	273件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般政策：16件 ・公共事業：239件 ・研究開発：9件 ・税 制：5件 ・成果重視：3件 ・総 合：1件 	行政事業レビュー + 557件 (11月末現在)

(注) 評価件数については、政策手段別評価の件数を含めていない。

※1 赤字部分：当省においてカスタマイズした部分。
 ※2 本評価書の他に、目標設定の考え方等をまとめた「参考資料」及び当該政策分野に係る政策手段をまとめた「政策手段シート」を作成。

平成22年度実施政策の評価書

(農林水産省22-1)

政策分野名	食の安全と消費者の信頼の確保	評価実施時期	平成23年7月
担当部局名	消費・安全局(食料産業局、生産局) [消費・安全局消費・安全政策課/表示・規格課、食料産業局企画課、生産局技術普及課]		

政策の概要	食品の生産から消費に至るフードチェーン ^{注1} 全体において安全管理の取組強化が求められている中、食の安全と消費者の信頼の確保を図る。 このため、食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大、食品表示の適正化の推進による食品に対する消費者の信頼の確保のための施策を行う。						
政策の予算額・執行額等(※)	区分	22年度	23年度	24年度 要求額	25年度	26年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	21,975,167 <0>の内数	21,924,899 <0>の内数	20,645,840 <0>の内数		
		補正予算(b)	16,348,072 <0>の内数	257,541 <0>の内数			
		繰越し等(c)	40,837,852 <0>の内数				
		合計(a+b+c)	79,161,091 <0>の内数				
執行額(千円)	70,225,473 <0>の内数						
政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			
	食料・農業・農村基本計画 新成長戦略実行計画(工程表)	平成22年3月30日 平成22年6月18日	第3 1(1)食の安全と消費者の信頼の確保 IV 観光・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～① 4. 「安全・安心」「品質」による消費の取込み 各フードチェーンにおける「安全・安心」の取組の強化				

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。
 ※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きにて記載している。
 ※3 23年度補正予算については、第1号及び第2号の合計額を記載している。

施策(1)	食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大							
目標①	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された許容摂取量を超えないレベルに抑制							
I	(ア) カドミウム ^{注2} の暫定摂取許容量 ^{注3}	基準値	実績値(※)					目標値
		各年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	各年度
測定指標	年度ごとの目標値	7µg/kg 体重/週	3.1 µg/kg 体重/週 (おおむね有効)					許容摂取量未滿
			許容摂取量未滿	許容摂取量未滿	許容摂取量未滿	許容摂取量未滿	許容摂取量未滿	
※ 「実績値」については、評価書決定までの把握が困難なことから、平成22年産国内産米穀のカドミウム含有状況調査結果等、直近年のデータを用いて評価を行う。								

	基準値	実績値(※)					目標値
	各年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	各年度
(イ) ダイオキシン類 ^{注4} の暫定摂取許容量 (達成度合)	4pg-TEQ/ kg体重/ 日	2.1pg- TEQ/kg体 重/日 <u>(おおむね 有効)</u>					許容摂取 量未満
年度ごとの目標値		許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	

※ 「実績値」については、評価書決定までの把握が困難なことから、平成20年及び21年度水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果等、直近年のデータを用いて評価を行う。

目標② フードチェーンにおける安全管理の取組の強化

	基準値	実績値(※)					目標値
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
(ア)－1 GAP ^{注5} 導入産地数 (達成度合)	1,572産地	1,984産地 <u>(A:100%)</u>					3,000産地
年度ごとの目標値		1,980産地	2,240産地	2,412産地	2,563産地	2,710産地	

※ 22年度の実績値は、23年7月に把握が困難なことから、21年度実績値を用いて評価を行う。
このため、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。

測定指標

	基準値	実績値(※)					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
(ア)－2 ガイドライン(22年4月策定)に則したGAP導入産地数 (達成度合)							1,600産地
年度ごとの目標値				640産地	960産地	1,280産地	

※ ガイドラインは、平成22年4月に策定し、現在、周知の段階にあるため、24年度から評価を行う。

	基準値	実績値					目標値
	18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	24年度
(イ) 中小規模層(年間販売金額1億円～50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率 (達成度合)	16%	18% <u>(C:20%)</u>	22% <u>(C:33%)</u>				50%
年度ごとの目標値		26%	34%	42%	50%		

	基準値	実績値(※)					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
(ウ) 生産者等における食品の入出荷記録の保存の取組率 (達成度合)							100%
年度ごとの目標値			50%	65%	80%	95%	

※ 本指標は、平成23年度から入出荷記録の保存の取組率を新たに把握するため、24年度から評価を行う。

施策(2) 食品に対する消費者の信頼の確保

目標① 食品表示の遵守状況の確実な改善

	基準値	実績値					目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度
(ア) 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 (達成度合)	15.2%	10.6% <u>(B:89%)</u>					10%以下
年度ごとの目標値		10%以下	10%以下	10%以下	10%以下		

	基準値	実績値					目標値
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度
(イ) 加工食品の義務表示 事項の不適合表示率 (達成度合)	18.1%	12.7% (B:67%)					10%以下
年度ごとの目標値		10%以下	10%以下	10%以下	10%以下		

III

要因分析 (達成度合が 悪い場合)

(1)－②－(イ)

HACCP手法の導入に向けては、施設整備に対する低利融資制度等の取組を行うとともに、入口段階の導入研修、導入を先導する人材を育成する責任者・指導者研修等を約2,500人(平成22年度)に実施してきた。

しかしながら、これまでの推進策が十分効果を上げていないことから、大規模層を除き導入が進んでいるとは言いがたい状況にある。具体的に、年間販売金額別の導入率をみると、1～3億円規模層では9%、3～10億円規模層では21%、10～50億円規模層では48%の導入状況となっており、年間販売額が相対的に小さい層で導入が進んでいない。(平成22年度「食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」(以下「実態調査」))

導入の進んでいない要因を実態調査の結果の上位からあげると、①「施設・設備の整備に多額の資金が必要」、②「モニタリング・記録管理等の運用コストが大きい」、③「HACCP手法を指導できる人材がいない」の順となっている。なお、景気低迷による経営状態の悪化が、これらの背景にあるものと考えられる。

このため、導入が進んでいない小規模事業者等の課題を踏まえ、今後の取組内容として、資金・コスト面については、22年度から実施している事業者の製造実態に応じた食品毎の低コスト導入手法の構築を引き続き進め、その普及を強化することとする。また、人材育成面については、導入研修において地方自治体の衛生部局等と連携した取組を全国的に拡大するとともに、責任者・指導者養成研修についても、育成された指導者が、小規模事業者等をサポートする仕組みを構築するなど運用を改善することとする。

さらに、それぞれの研修について、コンプライアンスの徹底の取組などHACCP手法導入の動機付けを強める内容改善を行うとともに、研修参加者について、研修後の動向を追跡し、HACCP手法の導入を促すきめ細かな対応を行うこととする。

なお、年間販売金額1億円未満の零細企業等に対しては、HACCP手法導入の前提となる一般衛生管理の徹底を進め、今後HACCP手法導入に取り組む事業者層の裾野を広げることとしている。

学識経験を 有する者の 知見の活用 (第三者委員会 委員の意見)

<GAP導入産地数>

・達成度合がA判定となっているが、数値が一人歩きし、実態と乖離しているように感じる。GAP導入産地数のカウントの仕方に問題があるのではないか。(新福委員)

<中小規模層(年間販売金額1億円～50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率>

・低コスト導入手法の構築を進めるとあるが、低コストとは具体的にどの程度を想定しているのか。(大熊委員)

・導入状況を規模別の割合ではなく、企業数で見るとどうなるのか。販売金額が1～3億円、3～10億円、10～50億円のそれぞれの企業数はどの程度か。(堀口委員)

・小規模層の事業者は、HACCP導入以前に周知率が低いという実態があり、この点を改善する必要があるのではないか。また、食品安全に関する事故を起こすことによる社会的リスクの大きさを周知することも有効ではないか。(富士委員)

・課題から取組へと結び付けていくことが重要であり、分析を通じて明らかになった課題を踏まえ、今後の取組方針や具体的な取組内容について明記すべき。(左近委員)

政策評価を行う 過程において 使用した資料 その他の情報

(参考資料参照)

IV

評価結果の政策
への反映状況
(主なもの)

<p>予算</p>	<p>・食品による健康への悪影響を未然防止し、食品の安全性向上の取組を進めるため、 ①科学的原則に基づくリスク管理を進める上で基礎となる有害化学物質・有害微生物による食品や飼料の汚染実態を把握する調査を行う「有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業(拡充)」を要求した。 ②希望取引先の要求する品質管理水準等に関する情報提供を行うことによりHACCP手法導入の動機付けを強めるとともに、企業規模に応じたマネジメント体制の強化及びHACCP手法導入に係る技術習得を組み合わせた人材育成プログラムを実施する「食品の品質管理体制強化支援事業(新規)」を要求した。</p> <p>・小売店等における表示の欠落等は減少してきたものの産地偽装が後を絶たない状況等を踏まえ、食品表示ウォッチャーや食品事業者表示適正化技術講座を行う「食品表示適正化対策事業委託費」を廃止し、客観的なデータに基づく取締りを強化して食品表示の遵守状況の確実な改善を図るため、新たに、科学的分析により得られる原産地判別に係るデータを活用し、不適正表示事案を効率的に解明する「産地表示適正化事業委託費(新規)」を要求した。</p>
<p>税制</p>	<p>—</p>
<p>その他 (法令、組織・定員等)</p>	<p>・科学的原則に基づくリスク管理を行う上で基礎となるデータを計画的・効率的に収集するため、有害化学物質については、平成23年度から5か年にわたる「サーベイランス・モニタリング中期計画」を策定し、その計画に基づいて汚染実態調査を実施している。また、有害微生物については、平成24年度から5か年にわたる「サーベイランス・モニタリング中期計画」の作成を予定している。</p> <p>・HACCP手法導入を促進するため、平成23年度の導入研修において、地方自治体の衛生部局等と連携した取組を強化するとともに、責任者・指導者養成研修において、育成された指導者が、小規模事業者等をサポートする仕組みを構築する。また、研修後のフォローアップ調査を実施する。</p>

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大

目標①

国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された許容摂取量を超えないレベルに抑制

(目標設定の考え方)

農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因については、サーベイランス^{注6}によって実態を把握した上で、その結果に基づき、必要に応じて適切なリスク管理^{注7}措置を講じることにより、国民の健康への悪影響を未然に防止することが重要である。

科学的枠組みに則って実施したサーベイランスの結果等により、国産農産物等の汚染の実態が明らかにされた危害要因としては、米に含まれるカドミウム(重金属)及び魚介類に含まれるダイオキシン類があるが、食品の安全確保に係る施策の効果を把握・評価するため、これら代表的な危害要因の摂取量を各種実態調査の結果を用いて推計し、指標として用いることとする。なお、昨年度まで指標としていたデオキシニバレノールについては、2008年に「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール^{注8}汚染低減のための指針」を公表。以来、指針を活用した低減対策の有効性を検証するための調査を実施しているところ。

またその際、国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、摂取量を、科学的評価に基づき設定された摂取許容量(PTDIやPTWI、ADI等)((注)参照))を超えないレベルに抑制する必要があることから、それぞれの危害要因毎に設定されている摂取許容量と推定される摂取量と比較することによって、施策の効果を評価することとし、当面は、推定摂取量が摂取許容量を超えていないこととし「国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された許容摂取量を超えないレベルに抑制」を目標として設定した。

ただし、これら危害要因の農産物等中の含有量は、気象条件等によって大きく左右されるため、単年度毎のデータの比較によって施策の効果を把握・評価することは困難である。

(注)・PTWI (provisional tolerable weekly intake : 暫定1週間耐容摂取量、一生の間毎週食べ続けても健康に影響が出ない量: 体重1kg当たりで示される。)

・PTDI (provisional tolerable daily intake : 暫定1日耐容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量: 体重1kg当たりで示される。)

・ADI (acceptable daily intake : 1日許容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量: 体重1kg当たりで示される。意図的に使用される物質に設定される。)

・カドミウムの暫定摂取許容量は、食品安全委員会により一週間当たり7 μ g/kg 体重と設定されている。

・ダイオキシン類の暫定摂取許容量はダイオキシン類対策特別措置法^{注9}により一日当たり4 pg-TEQ/kg 体重と設定されている。

・平成22年度に食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング^{注10}年次計画で選定した危害要因20種類は以下のとおり。

【有害化学物質 15 種類】

カドミウム、ヒ素、ダイオキシン類、鉛、水銀、アフラトキシン、デオキシニバレノール(DON)/ニバレノール(NIV)、3-アセチルDON/15-アセチルDON、ゼアラレノン、オクラトキシンA、T-2トキシン/HT-2トキシン、アクリルアミド、トランス脂肪酸、ヒスタミン、残留農薬

【有害微生物 5 種類】

カンピロバクター、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、リステリア・モノサイトゲネス、かび毒産生菌

(各年度の基準値の考え方)

① カドミウム

暫定摂取許容量は 7µg/kg 体重/週。1 人 1 週間当たりに換算すると 373 µg (日本人の平均体重は 53.3 kg とする)

- ② ダイオキシン類
 ダイオキシン類の1日耐容摂取量は 4pg-TEQ/kg 体重/日。1人1日当たりに換算すると 213pg-TEQ (日本人の平均体重は 53.3 kg とする)

(把握の方法)

① カドミウム

- (1) 米中のカドミウム濃度:農林水産省が実施する国内産米穀のカドミウム調査結果 (気象条件等による年次変動を考慮し、統計的に処理したデータ)
 (2) 米の供給量:食料需給表
 (3) 米以外の食品からの推定摂取量:トータルダイエツトスタディ(厚生労働省)^{註11}

② ダイオキシン類

- (1) 魚介類中のダイオキシン類濃度:水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果 (消費・安全局)
 (2) 日本人の魚介類の平均摂取量:国民健康・栄養調査(厚生労働省)

※平成 21 年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシン類摂取の魚介類の寄与は約 9 割と推定される。

(達成度合の判定方法)

厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、各危害要因の摂取量を推計し、摂取許容量との比較によって施策の効果を把握・評価する。(許容摂取量未満:おおむね有効、許容摂取量を超過:有効性に問題がある)

【実績値について】

①カドミウム

実態調査結果から、平成 22 年度の食品からのカドミウム(Cd)の推定摂取量は 3.1 µg/kg 体重/週となった。

(計算方法)

米からの Cd 推定摂取量 = 米中の Cd 濃度(0.05 ppm) * a × 米の消費量(4.81 kg/人/月) * b ÷ 53.3 * c ÷ 4 × 1000

食品からの Cd 推定摂取量 = 米からの Cd 推定摂取量 + それ以外の品目からの Cd 推定摂取量 * d

食品からのカドミウム摂取量の推移(単位: µg/kg 体重/週)

年/食品群	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	合計
	米	雑穀・芋	砂糖・菓子	油脂	豆・豆加工品	果実	有色野菜	野菜・海藻	嗜好品	魚介	肉・卵	乳・乳製品	加工食品	飲料水	
H18	1.9	0.24	0.03	0.00	0.14	0.02	0.21	0.35	0.03	0.28	0.01	0.01	0.10	0.00	3.3
H19	1.8	0.36	0.04	0.00	0.14	0.02	0.16	0.46	0.01	0.45	0.01	0.00	0.09	0.00	3.5
H20	2.1	0.31	0.06	0.00	0.15	0.02	0.20	0.47	0.00	0.42	0.02	0.14	0.10	0.00	4.0
H21	2.0	0.31	0.06	0.00	0.11	0.01	0.14	0.32	0.02	0.84	0.06	0.00	0.06	0.00	3.9
H22	1.1	0.31	0.06	0.00	0.11	0.01	0.14	0.32	0.02	0.84	0.06	0.00	0.06	0.00	3.1

(消費・安全局作成)

注)本試算値における、米の Cd 含有濃度は相対的に高い値を用いているため、日本人の平均的な摂取量よりも高い。

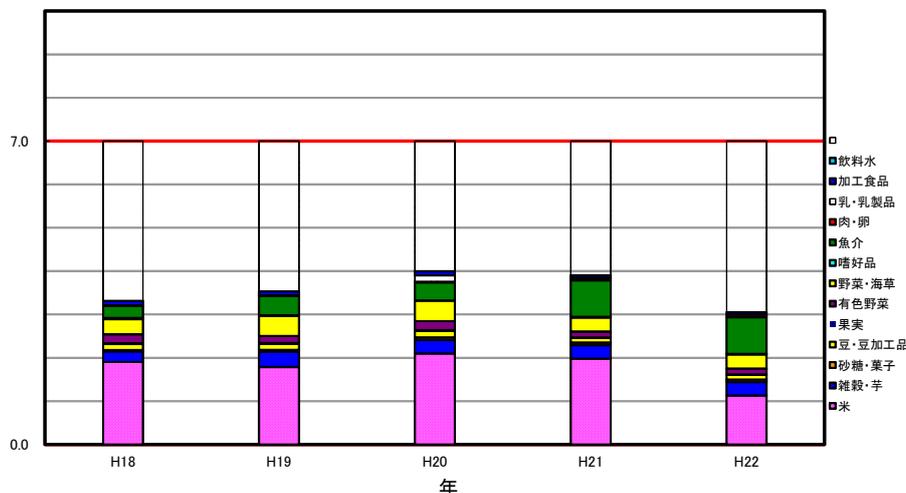
<算出に用いたデータ>

* a : 平成 22 年度国内産米穀のうち、過去に実施した調査において 0.4 ppm 以上のカドミウムが検出された地域で産出されたもの及び都道府県から国に調査要請があった地域で産出されたものにおけるカドミウム含有状況調査結果

(消費・安全局)

- * b : 米の消費動向等調査(総合食料局)(本調査は平成 19 年度で廃止となっているため、最終年度のデータを適用)
- * c : 日本人の平均体重を 53.3 kg として換算
- * d : トータルダイエツスタディ(厚生労働省)(平成 22 年度については、調査結果が未公表のため、平成 21 年度のデータを適用)

食品からのカドミウム摂取量の推移



*縦軸の単位は、 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週 (消費・安全局作成)

②ダイオキシン類

食品からのダイオキシン類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシン類の摂取量のうち、魚介類の寄与は約 9 割と推定されている。

実態調査結果から、平成 21 年度における日本人の食品からのダイオキシン類の推定摂取量は、 $2.1 \text{ pg-TEQ}/\text{kg}$ 体重/日となった。

(計算方法)

ダイオキシン類の推定摂取量 = (魚介類のダイオキシン類の平均濃度($1.4 \text{ pg-TEQ}/\text{g}$ 湿重量) * A) × (1 人 1 日当たりの魚介類摂取量(74.2g) * B) ÷ (ダイオキシン類摂取における魚介類の寄与率(93.0%) * C) ÷ 53.3 kg * D

<算出に用いたデータ>

- * A : 平成 20 年及び 21 年度水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果(消費・安全局)
- * B : 平成 21 年国民健康・栄養調査(厚生労働省)
- * C : 平成 21 年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査(厚生労働省)
- * D : 日本人の平均体重を 53.3 kg として換算

水産物の種類	検体数	ダイオキシン類濃度			
		最低値	最高値	平均値	中央値
カタクチイワシ	30	0.082	1.1	0.35	0.19
コノシロ	30	0.43	6.5	2.0	1.3
スズキ	30	0.25	6.1	1.9	1.6
タチウオ	30	0.30	3.6	1.0	1.0
ホッケ	30	0.17	2.7	0.66	0.40
マサバ	30	0.32	1.5	0.68	0.44
ウナギ(養殖)	30	0.38	0.94	0.55	0.53
カンパチ(養殖)	30	1.1	3.7	2.0	1.8
ブリ(養殖)	30	1.4	3.5	2.5	2.5
ブリ(天然)	30	2.5	5.5	3.9	3.8
ベニズワイガニ(天然)	30	0.21	0.51	0.37	0.41

(単位: $\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 湿重量)

(※ A 平成 20 年度及び 21 年度水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果)

* 調査対象魚種: 漁獲量が多い魚種や過去の調査結果から比較的高いダイオキシン類濃度が認められた魚種

目標②
フードチェーンにおける
安全管理の取組の強化

(目標設定の考え方)

食の安全を確保するためには、食品の安全性の向上とともに食品の生産から消費に至るフードチェーンにおける取組の拡大を図ることが重要であることから、「フードチェーンにおける安全管理の取組の強化」を目標として設定した。

①-1、2 農業生産工程管理(GAP)導入産地数(合意形成済みを含む。以下同じ。)
 フードチェーンのうち、農業生産段階における取組である農業生産工程管理(GAP)に関して、更なる取組の拡大と取組内容の高度化が必要であることから、「GAP導入産地数」及び、高度な取組内容を含む「ガイドラインに則した GAP 導入産地数」を指標として設定した。

(各年度の目標値の考え方)

①-1 GAP 導入産地数

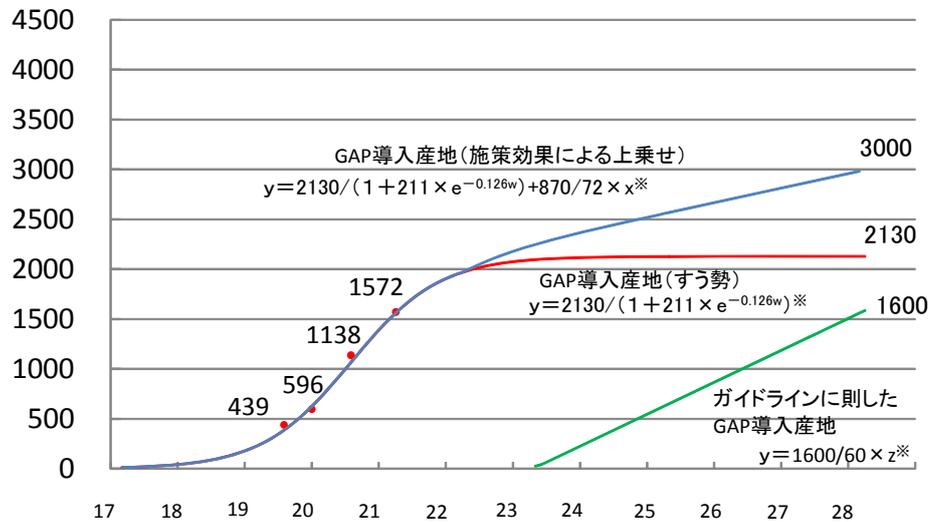
平成 21 年 3 月時点で 1,572 産地が GAP を導入している。平成 27 年度の GAP 導入産地数を推計すると、すう勢で 2,100 産地程度まで導入が進むことが推測される。一方で、GAPの普及の中心的役割を果たす普及指導員等のGAP指導者の養成や活動について、22 年度より、消費・安全対策交付金事業の支援を拡充していることから、施策効果を加味して、3,000 と設定しているところ。

①-2ガイドラインに則した GAP 導入産地数

「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン^{注12)}」は平成 22 年 4 月に策定し、現在周知活動を行っているところ。ガイドラインには高度な取組内容が含まれていることから、徐々にステップアップしていくことを想定しており、当面は、基準年度時点で既に GAP を導入していた約 1,600 産地が 27 年度までにガイドラインに則した GAP に移行することを目標としている。

現時点では、各方面においてガイドラインに対応した指導者の育成や、既存の取組の見直しを行っているところであり、実際の導入は 23 年度以降になると考えられる。

導入産地数の推計



(※wは平成16年12月からの、xは平成22年3月からの、zは平成23年3月からの経過月数)

(生産局作成)

(把握の方法)

米、麦、大豆、野菜、果樹の主要な産地を対象に毎年実施している調査により把握する。

「GAP 導入産地数」は、本調査において、GAP の導入状況について、「実践中」もしくは「合意形成済み」と回答した産地の数。「実践中」の産地とは、GAP のチェックリストを作成又は活用し、対象産地において生産者に配布している産地又は実践している産地。「合意形成済み」の産地とは、検討会等において、産地として次期作に GAP を導入することについて生産者、産地の関係者等の合意形成が行われた産地。

(達成度合の判定方法)

達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100

Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

【実績値について】

達成度合(100%: A) = 1,984(産地) / 1,980(産地) × 100

時点	GAP 導入産地数	内訳	
		実践中	合意形成済み
平成 19 年 12 月	596	510	86
平成 20 年 7 月	1,138	1,016	122
平成 21 年 3 月	1,572	1,443	129
平成 22 年 3 月	1,984	1,871	113

② 中小規模層(年間販売金額1億円～50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率

HACCP手法^{注13}の導入について食品販売金額別にみた場合、販売額が 50 億円以上の大手の規模層では相当程度導入が進んでいる(導入率 70 %以上)のに対し、食品製造業の大宗(約7割)を占める 50 億円以下の中小規模層では導入が進んでいない状況(1～ 50 億円の規模層は 16 %、1億円未満は5%未満)であり、この中でも、地場食品中心と考えられる小規模の食品企業は別として、販売額 1 ～ 50 億円の規模層における導入促進が特に重要と考えていることから、これを指標として設定した。

(各年度の目標値の考え方)

平成 20 年度に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(平成 10 年法律第 59 号)の期限の延長を行った際に、最終年(平成 24 年度)の目標として、「平成 18 年度食品産業動向調査」において、販売額が1～ 50 億円の規模層におけるHACCP手法の導入率が 16 %、同規模層の導入を検討している割合が 34 %であったことから、これらを合計した 50 %を目標として導入促進を図ることとした。

平成 15 年度から、HACCP手法導入促進を図るための補助事業を実施しており、現場責任者等の養成のための取組やHACCP関連技術情報の提供等の取組を支援してきた。また、平成 21 年度(21 年 10 月)に、HACCP法の基本方針を改正し、長期低利融資を受ける際の施設整備基準の弾力化を図った。

更に、平成 22 年度は、従来の取組に加え、新たに、低コストで導入できるHACCP手法を構築し普及する取組、専門家の助言・指導体制の構築及び専門家の活用支援を行う等の大幅な見直しを行った。こうした施策の見直しを踏まえて、平成 18 年度から平成 20 年度までの導入率の増加を従来の増加率(約1%)とし、平成 24 年度までの補助事業実施による効果を均等(年間8%)と推計して算出した。

(単位:%)

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
目標値	26	34	42	50

(総合食料局作成)

(把握の方法)

「食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」(食品産業企画課)を実施して、HACCP手法導入率を把握する。

(達成度合の判定方法)

達成度合(%) = (当該年度の実績値 - 基準値(18年度)) /

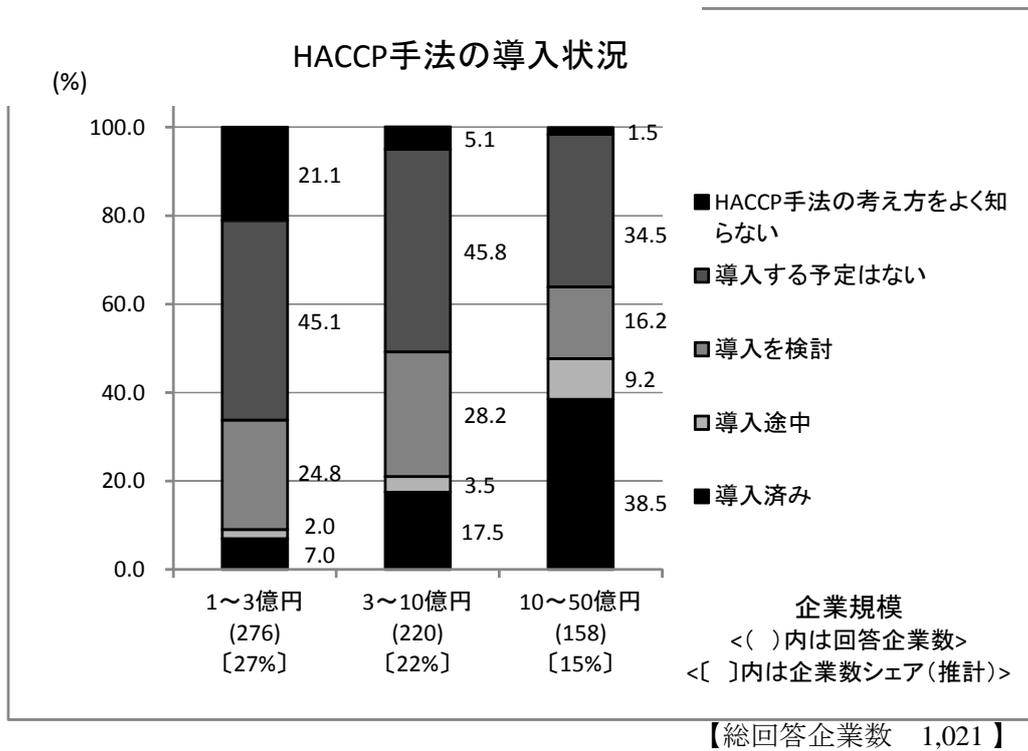
(当該年度の目標値 - 基準値(18年度)) × 100

Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

【実績値について】

HACCP導入率については、平成22年度に総務省の承認を受けて実施する「食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」(食品産業企画課)を平成23年2月に実施。

$$\text{達成度合}(33\%:C) = (22\% - 16\%) / (34\% - 16\%) \times 100$$



「食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」を基に食品産業企画課作成

③ 生産者等における食品の入出荷記録の保存の取組率

食品のトレーサビリティ^{注14}は、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、より多くの事業者が取り組まれることが必要であるが、特に生産者の取組が遅れていることから、生産者の取組率を指標として設定した。

(各年度の目標値の考え方)

平成27年度までに生産者の入出荷記録の作成・保存の取組率を100%とする。
 生産者の取組割合は現状4割程度と見込まれるところ。平成23年度以降、その数値を増加させることとする。

(単位:%)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
目標値	50	65	80	95	100

(消費・安全局作成)

(把握の方法)

農林水産省及び都道府県が行う調査による。

(達成度合の判定方法)

達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100
 Aランク: 90%以上、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満

施策(2) 食品に対する消費者の信頼の確保

目標①
食品表示の遵守状況の
確実な改善

(目標設定の考え方)

食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。

近年における消費者の食品の産地に関する関心の高まりから、平成21年から、生鮮食品の原産地を目標値と定めたところであるが、加工食品においても相次いで食品偽装表示事件が発覚していることから、加工食品の義務表示事項（名称、原材料名、期限表示等）の適正化に向けて具体的な目標値を定めた。

具体的には、平成25年度までの目標値として、生鮮食品の原産地表示については、直近4か年度（平成18年～平成21年）における不適正表示率が2%（17.2%→15.2%）改善された実績を踏まえ、今後4か年度に同等程度の改善（13.2%）を見込むとともに、更なる引き下げを図るべく10%の目標を定めた。

また、加工食品の義務表示事項については、基準値は18.1%（平成21年度）であるが、生鮮食品の原産地表示と同程度の改善を見込むとともに、更なる引き下げを図るべく10%の目標を定めた。

なお、年度単位の不適正表示率は、事業者の中からの抽出調査であること、偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けることに留意する必要がある。

(把握の方法)

地方農政局等が実施する一般調査（毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査）の結果を集計して把握。

(達成度合の判定方法)

達成率の計算方法

$$\text{各年度の達成度合 (\%)} = (\text{基準値} - \text{各年度の実績}) \div (\text{基準値} - \text{目標値}) \times 100 (\%)$$

Aランク：90%以上、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

加工食品の不適正表示率の目標の基準値については、平成20年度の試行値を改め、生鮮食品の目標の基準値と同じ平成21年度の数値を用いている。

(参考資料)

【生鮮食品の一般調査】

(単位：%)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22
原産地	46.9	29.7	21.8	17.2	16.6	15.4	15.2	10.6

(消費・安全局作成)

※ 生鮮食品の原産地の不適正表示率＝調査した店舗等のうち、原産地について不適正な表示のあった店舗等の数／調査した店舗等の数

【加工食品の義務表示事項】

(単位:%)

年度	20	21	22
義務表示事項	18.4	18.1	12.7

(消費・安全局作成)

※ 加工食品の義務表示事項の不適正表示率＝調査した店舗等のうち、義務表示事項について不適正な表示のあった店舗等の数／調査した店舗等の数

2. 用語解説

注1	フードチェーン	農林水産物の一次生産、食品や食品原料の製造、加工、保管、流通、販売、消費までの一連の食品供給の行程。
注2	カドミウム	全国各地に鉛・銅・亜鉛の鉱山や鉱床が多数あり、鉱山開発や精錬などの人の活動によって環境中へ排出されるなど、いろいろな原因により水田などの土壌に蓄積している。
注3	摂取許容量	ある物質を一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大摂取量。物質の毒性により1日当たり、1週間当たり、又は1ヵ月当たりの耐容摂取量が定められ、体重1kg当たりの量で表される。
注4	ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。 ダイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン135種類、コプラナーPCB十数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ7種類、10種類、12種類ある。
注5	農業生産工程管理 (GAP)	農業生産工程管理(GAP)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
注6	サーベイランス	問題の程度を知る、又は、実態を知るための調査。
注7	リスク管理	すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行うこと。
注8	デオキシニバレノール、ニバレノール	麦類の病気の一つである赤かび病を起こすフザリウム属のかびが、ほ場段階で穀類等の農作物に付着・感染し、多雨、多湿の条件下でかびが増殖することで産生されるかび毒
注9	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)、排出ガス、排水に関する規制及び、汚染土壌に係る措置等を整備。 なお、農林水産省では、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を実施。
注10	モニタリング	矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するため、傾向を知るための調査。
注11	トータルダイエツトスタディ	摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。
注12	農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン	食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理(GAP)の共通基盤として作成したもの。
注13	H A C C P 手法	食品の製造工程ごとに、あらかじめ危害を予測し(危害分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を常時監視・記録することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する手法。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされる。
注14	食品のトレーサビリティ	生産、加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。トレーサビリティを確立することにより、食品事故発生時の食品回収等をより迅速に行うことが可能となる。

平成22年度に実施した政策（政策手段シート）

政策分野名	1. 食の安全と消費者の信頼の確保
-------	-------------------

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） <減収見込額（百万円）>	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） <減収額（百万円）>	
（1）食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大	① 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の有害要因について、科学的評価に基づき設定された許容摂取量を超えないレベルに抑制	農薬取締法	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。	—	農薬の品質の適正化及びその安全かつ適正な使用を確保するため、農薬取締法に基づき、農薬の登録1388件（新規登録263件、再登録1125件）、申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録1368件、立入検査77件を実施した。
		肥料取締法	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。	—	
		飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全確保及び品質の改善を図る。	—	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等を行う一方で、飼料製造業者等への立入検査615件を実施した。
		愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律	愛がん動物用飼料の安全確保を図る。	—	

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） ＜減収見込額（百万円）＞	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） ＜減収額（百万円）＞	
		植物防疫法	植物に有害な病害虫の侵入・まん延を防止することにより、農業生産の安全及び助長を図る。	—	植物防疫法に基づき、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止した。
				—	
		家畜伝染病予防法	国内防疫及び動物検疫を実施することにより、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。	—	家畜伝染病予防法に基づき、平成22年4月の宮崎県での口蹄疫や平成22年11月の高病原性鳥インフルエンザに対処するなど国内防疫及び動物検疫を実施した。
				—	
		家畜保健衛生所法	都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として、家畜保健衛生所を設置する根拠及びその業務等が規定されている。	—	家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、全国167ヵ所に設置されている家畜保健衛生所の業務を推進した。
		—			
	有害化学物質リスク管理基礎調査事業委託費	食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質による食品等の汚染実態調査を実施する。	134	農産物中のカドミウム、加工食品中のアクリルアミド、トランス脂肪酸の分析法、水産物中のカドミウムやメチル水銀、水産加工品中のヒスタミンの含有実態調査等21件の調査を実施した。	
			127		
	微生物リスク管理基礎調査事業委託費	食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害微生物による食品等の汚染実態調査を実施する。	106	採卵鶏農場のサルモネラ属菌、肉用鶏農場、豚農場及び牛農場の食中毒菌（カンピロバクター、サルモネラ属菌、リステリア・モノサイトゲネス）の汚染実態調査や食鳥処理場におけるカンピロバクター及びサルモネラ属菌の交差汚染の状況把握等12件の実態調査を実施した。	
			94		

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） <減収見込額（百万円）>	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） <減収額（百万円）>	
		愛がん動物用飼料安全確保調査等事業委託費	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく愛がん動物用飼料の基準・規格の設定に必要なデータを整備する。 同法に基づく検査・監視体制を確立し、同法の円滑な運用を行う。	26	基準・規格設定等に必要な調査や分析法の開発を実施した。
				24	
		発生予察の手法検討事業委託費	従来の防除対策では防除が困難な病害虫について、発生予察手法の新設、既存手法の改良を行うとともに総合的な防除対策の構築を図る。	68	発生予察手法10手法の新設・改良等に着手した。
				67	
		家畜伝染病早期診断体制整備事業委託費	国内発生は稀であるが国家防疫上重要な家畜の伝染性疾患の早期診断体制を整備する。	67	高病原性鳥インフルエンザ等、国家防疫上重要度の高い疾患の診断に必要な診断薬の製造・備蓄及び病性鑑定に必要な菌株のライブラリー化と配布体制の整備を行った。
				46	
薬事監視事務委託費	動物用医薬品の品質、安全及び有効性の確保を目的として都道府県の薬事監視員により検定品の採取、製造所への立入検査等を行わせる。	4	都道府県の薬事監視員により検定品の採取、製造所への立入検査等を実施した。		
		2			
有害化学物質リスク管理推進事業費	食品に含まれる有害物質に起因する健康への悪影響を未然に防止し、生産段階から消費段階にわたって食品の安全確保の取組を進めるため、ダイオキシン類等の有害化学物質について、食品中の含有実態を把握するための調査を支援する。	54	ダイオキシン類等の有害化学物質について、食品中の含有実態を把握するための調査を支援した。 このうち、水産物については3品目90検体、畜産物については5品目130検体、農産物については11品目70検体のダイオキシン類含有実態調査を支援した。		
		54			

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） ＜減収見込額（百万円）＞	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） ＜減収額（百万円）＞	
		生産資材安全確保推進事業費	農畜水産物の安全を確保し、ヒトの健康被害を未然に防止するための取組みに対して支援する。	298	生産資材の的確なリスク管理を推進するために、①飼料の給与を通じた畜産物中の農薬の残留量を把握するための試験方法の開発、②前作で使用された農薬が土壌中に残留し、次に栽培する作物中に吸収され残留する量等を把握するための試験方法の開発、③加工調理による農薬の残留量の変化を把握するための試験方法の開発、④飼料中の農薬の分析法の開発(30成分)、⑤薬剤耐性菌の分析に必要な感受性ディスクの開発(28成分)等を支援した。
				268	
		流通飼料対策事業費	流通飼料の安全確保を図る。	9	安全な飼料原料の安定的かつ効率的な調達を図る観点から、未利用蛋白質資源の家畜飼料への利用の可能性を検討するため、エキス調味料残さ等について、製造方法、生産量、品質等の調査を支援した。
				4	執行率が低調な理由は、製造方法を調査した結果から、反すう動物由来たん白質の混入に係る精密かつ詳細な分析調査を要さない場合があったことによる。
		獣医療提供体制整備推進総合対策事業費	獣医系大学の学生に対する臨床実習の実施や、臨床獣医師に対する卒後研修の実施により、産業動物獣医師の育成・確保を図る。	58	獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物診療や家畜衛生行政について理解醸成を図り、これらの分野に誘引するための臨床研修等を支援した。
				55	新規獣医師を対象に、実践的な診断技術や、臨床現場における基本的知識を習得するための初期臨床研修等を実施した。 診療獣医師を対象に農家の生産性の向上に資する農場管理技術の習得や、伝染病のまん延防止等に必要な衛生管理について指導するための臨床研修を実施した。

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） <減収見込額（百万円）>		実績
施策	目標			予算執行額（百万円） <減収額（百万円）>		
		口蹄疫まん延防止対策事業費補助金	<p>抛出制限区域の牛・豚の早期出荷に対する価値の低下分の補てんや出荷できない子牛・子豚を化製処理する際の費用の交付等により、と畜場への早期出荷等を促進する。</p>	4,766	11	<p>早期出荷により、販売が困難となった食肉の保管等に要するための費用を交付した。執行率が低調な理由は、</p> <p>①ワクチン接種区域の周辺で発生が確認されることにより移動制限区域が拡がり、事業対象区域であるワクチン接種区域周辺の搬出制限区域がほとんどなくなったこと</p> <p>②ワクチン接種による防疫対策を行ったことから、6月上旬以後、急激に新規発生が減少したこと</p> <p>等の複数の要因が重なったことによる。</p>
		家畜伝染病予防費負担金	<p>家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。</p>	4,837	3,544	<p>家畜伝染病予防法に基づく検査や患者の殺処分等に必要な費用（負担金）を都道府県に交付した。</p> <p>また、家畜伝染病の患者、疑似患者の殺処分、汚染物品の焼却等を実施した当該患者等の所有者に手当金を交付した。</p>
		患者処理手当等交付金		25,553		
		消費・安全対策交付金	<p>食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾患・病害虫の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施する。</p>	4,781の内数	4,275の内数	<p>都道府県等は、次の各分野について、事業を総合的に実施した。</p> <p>①国産農畜水産物の安全性の向上</p> <p>②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及</p> <p>③家畜の伝染性疾患・作物の病害虫の予防・まん延防止</p> <p>④地域における食育の推進 (47都道府県及び3政令指定都市に交付金を交付)</p>

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） ＜減収見込額（百万円）＞	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） ＜減収額（百万円）＞	
		植物防疫事業交付金	我が国全体の農業生産の安全保障を確保するため、国と都道府県が協力して病害虫のまん延を防止する。	319 318	発生予察事業により、適時適切な病害虫防除が行われた。 ・予察情報の発出件数:700件 ※数値は22年(暦年1～12月)の間に、都道府県から発表された予報、注意報、警報、特殊報の総計。
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費交付金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業年度ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施する。	7,071の内数 7,065の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、平成22年度計画を着実に実施した。 なお、化学物質関係では、農産物中に含まれる残留農薬(1,432件)、かび毒(440件)、飼料中に含まれるかび毒(1,587件)、有害金属(630件)、残留農薬(557件)、ダイオキシン類(25件)、について調査を実施した。
		植物防疫所	病害虫の我が国への侵入・まん延を防止するため、植物検疫の充実強化を図る。	1,443 1,390	植物防疫所において植物検疫を行った。 ・輸入植物検査件数:706,568件 ・輸出植物検査件数:43,413件 ・侵入警戒地点数:1,841地点 ・移動取締り検査件数(取締り隻(機)数):58,866隻(機)
		動物検疫所	家畜の伝染性疾病及び人畜共通感染症の侵入を防止するため、動物検疫の充実強化を図る。	1,367 1,220	輸入される動物(平成22年次:905,895頭)・畜産物に対し、検疫検査を実施。家畜の伝染性疾病等の摘発等をした。
		動物医薬品検査所	動物用医薬品の品質、有効性及び安全の確保を通じて、動物の生命を守り、食の安全を確保することによって人の生命を守る。	316 297	動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬事法に基づく各種規格基準の作成、技術的な承認審査、検査用標準品の配布及びそれらに基づく検定・検査を実施した。

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） ＜減収見込額（百万円）＞	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） ＜減収額（百万円）＞	
		食の安全と消費者の信頼確保対策事務経費	—	1,345の内数 1,154の内数	—
		口蹄疫に係る手当金等の免税措置	口蹄疫対策特別措置法第27条の規定を踏まえ、個人又は法人が口蹄疫に係る手当金等の交付を受けた場合には、その手当金等の交付により生じた所得について課税しないこととする。	<2,100> —	口蹄疫に係る手当金等については、 ・今回の口蹄疫がわが国の家畜防疫史上最大級の被害をもたらし、地域経済全体が打撃を受けたこと ・同地域の基幹産業である畜産業を早期に再建する必要があること 等を勘案し、既存の措置で対応可能なものを除き、臨時異例の措置として、所得税、法人税（法人住民税、事業税は自動影響）及び個人住民税について、手当金等により生じた所得に課税しない（免税措置）。
②	フードチェーンにおける安全管理の取組の強化	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。	— —	牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を適切に運用した。
		食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP法）	食品製造業における食品の安全性の確保と品質管理の高度化に資するHACCP手法の導入を推進するため、食品製造業者が行うこれに必要な施設整備に対して長期低利融資により支援する。	— —	HACCP法に基づき、食品の製造過程において、食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を図るため、その管理の高度化を促進する措置を講じた。高度化計画認定件数は、平成21年度末累計306件→平成22年度末累計321件。
		牛肉トレーサビリティ業務事業委託費	と畜された牛の個体識別番号と販売されている牛肉の表示が同一であることを調査するため、牛肉のDNA鑑定を実施する。	405 365	と畜場及び販売店等で採取した牛肉のDNAの同一性鑑定を実施した。

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） ＜減収見込額（百万円）＞	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） ＜減収額（百万円）＞	
		トレーサビリティ・ロット管理方式実証事業費	より迅速に、問題となる食品の絞り込みができるためのトレーサビリティの取組方法を実証する。		<p>3</p> <p>サバのサプライチェーンを通じたトレーサビリティのためのロット管理手法の実証支援を行った。</p> <p>執行率が低調な理由は、数事業者の事業実施を見込んでいたところ、公募の結果、2事業者から応募があり、応募事業者の企画書について選定審査委員会の精査中に1事業者から申請取消の連絡があったことから、1事業者のみが事業実施主体となったことによる。</p> <p>1</p>
		消費・安全対策交付金	食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性・病害虫の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施する。	4,781の内数	<p>都道府県等は、次の各分野について、事業を総合的に実施した。</p> <p>①国産農畜水産物の安全性の向上</p> <p>②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及</p> <p>③家畜の伝染性・病害虫の予防・まん延防止</p> <p>④地域における食育の推進（47都道府県及び3政令指定都市に交付金を交付）</p>
		産地収益力向上支援事業 (再掲:政策分野2)	産地において、農業者団体、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定するプログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る取組に対し総合的に支援	2,690の内数	<p>産地の収益力向上に向けた販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る推進活動(112件)や施設整備(19件)に対し支援した。</p> <p>事業全体として、執行率が低調な理由は、事業内容の周知及び協議会の設立等に時間を要したことやモデル性の高い取組については補助率を定額としていたが、事業実施地区にこれらの取組が活用される事例が少なかったこと等による。</p>
				1,305の内数	

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） ＜減収見込額（百万円）＞	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） ＜減収額（百万円）＞	
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費交付金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業年度ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施する。	7,071の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、平成22年度計画を着実に実施した。 なお、化学物質関係では、農産物中に含まれる残留農薬(1,432件)、かび毒(440件)、飼料中に含まれるかび毒(1,587件)、有害金属(630件)、残留農薬(557件)、ダイオキシン類(25件)、について調査を実施した。
				7,065の内数	
		食品産業品質管理向上推進事業費(再掲:政策分野3、9)	食品製造事業者のHACCP手法の導入の加速化及び一般的衛生管理の徹底を図るための研修や専門家による助言・指導体制の構築等を支援する。	194	低コスト導入手法を構築し普及する取組や、人材育成に係るHACCP責任者・指導者養成研修を全国21ヶ所で開催。また、一般衛生管理の徹底を図るための研修等を全国2ヶ所で開催するとともに、零細な食品製造事業者向けの従業員教育ツールを作成するなど、HACCP手法の導入促進に寄与した。
				184	
		食の安全と消費者の信頼確保対策事務経費	—	1,345の内数	—
				1,154の内数	
		事業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例(HACCP法関係)	事業協同組合等がHACCP法の第10条第1項の規定に基づき(株)日本政策金融公庫から融資を受けて家屋を取得した場合において地方税法第73条の14第6項の規定により課税標準の特例措置を受けられる。	<15>	平成22年度の実績はない(対象となる事業協同組合等の高度化計画の認定件数がない)ものの、HACCP法の推進に当たり、食品の安全性の確保と品質管理の高度化を図る上で必要。
				—	

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） <減収見込額（百万円）>	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） <減収額（百万円）>	
（２）食品に対する消費者の信頼の確保	①食品表示の遵守状況の確実な改善	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	日本農林規格（JAS規格）の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資する。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の不正表示に対し、JAS法に基づき厳正な対応（農林水産省が行った指示・公表24件等）を実施した。 ・JAS法に基づく指示・公表の指針の運用改善及び22年9月の総務省による勧告を踏まえた所要の改善に関する通知を発出した。
			—		
		食品表示適正化対策事業委託費	食品表示の監視について、消費者の協力を得て行う食品表示ウォッチャー制度等により食品表示の一層の適正化を図る。	90	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示ウォッチャーとして、消費者の協力を得て、食品の表示状況の点検を行った。 ・適正な食品表示のための自主的な取組みを促すための食品事業者表示適正化技術講座を開催した。
				90	
		有機JAS規格制度等信頼向上事業委託費	有機JAS等の登録認定機関の検査技能の斉一化及び有機農産物の生産に使用可能な資材の判断基準を作成することにより、有機JAS規格制度等の信頼向上に努める。	27	<ul style="list-style-type: none"> ・有機JAS等の検査員等を対象とした研修会を開催（10カ所）した。 ・有機農産物のJAS規格で使用可能な資材の判断基準を作成した。
27					
食の情報提供活動促進事業委託費	食品事業者が消費者への食品情報の提供を充実するための取組を促進するため、消費者ニーズを踏まえた情報提供方法についてのガイドラインの策定に向けた調査、検討等を行う。	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン策定に向け、食品企業の情報提供実態及び消費者が求める情報の調査並びに幅広い関係者による検討等を行った。 		
		17			

施策名・目標		政策手段	政策手段の内容	予算額（百万円） ＜減収見込額（百万円）＞	実績
施策	目標			予算執行額（百万円） ＜減収額（百万円）＞	
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費交付金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業年度ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施する。	7,071の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、平成22年度計画を着実に実施した。 なお、化学物質関係では、農産物中に含まれる残留農薬(1,432件)、かび毒(440件)、飼料中に含まれるかび毒(1,587件)、有害金属(630件)、残留農薬(557件)、ダイオキシン類(25件)、について調査を実施した。
				7,065の内数	
		食の安全及び消費者の信頼確保対策事務経費	—	1,345の内数	—
				1,154の内数	

〔※1 赤字部分：当省においてカスタマイズした部分。〕

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-1)

政策分野名	食の安全と消費者の信頼の確保				公表時期	平成23年11月					
担当部局名	消費・安全局(食料産業局、生産局) 〔消費・安全局消費・安全政策課/表示・規格課、食料産業局企画課、生産局技術普及課〕				政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保					
政策の概要	食品の生産から消費に至るフードチェーン(注1)全体において安全管理の取組強化が求められている中、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。このため、①食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大、②食品表示の適正化の推進による食品に対する消費者の信頼の確保のための施策を行う。										
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 1(1)食の安全と消費者の信頼の確保 新成長戦略実行計画(工程表)(平成22年6月18日) IV 観光・地域活性化戦略 ~農林水産分野の成長産業化~① 4 「安全・安心」「品質」による消費の取込み 「各フードチェーンにおける「安全・安心」の取組の強化				評価実施予定時期	平成24年度					
施策(1)	食の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大										
目標①	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された許容摂取量を超えないレベルに抑制										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
(ア) カドミウム(注2)の暫定摂取許容量(注3)	7μg/kg 体重/週	各年度	許容摂取量未満	各年度	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	【測定指標の選定理由】 農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因については、サーベイランス(注5)によって実態を把握した上で、その結果に基づき、必要に応じて適切なリスク管理(注6)措置を講じることにより、国民の健康への悪影響を未然に防止することが重要である。 科学的枠組みに則って実施したサーベイランスの結果等により、国産農産物等の汚染の実態が明らかにされた危害要因としては、米に含まれるカドミウム(重金属)及び魚介類に含まれるダイオキシン類があるが、食品の安全確保に係る施策の効果を把握・評価するため、これら代表的な危害要因の摂取量を各種実態調査の結果を用いて推計し、指標として用いることとする。 なお、農林水産省では、優先的にリスク管理を行う有害化学物質及び有害微生物(注7)を設定している。これらの中で、食品の安全向上対策の取組(注8)において、その有効性の検証のプロセスに至ったもので、かつ、摂取量推定に必要な調査を毎年実施しているものとしてカドミウムを指標としている。

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(イ) ダイオキシン類(注4)の暫定 摂取許容量	4pg-TEQ/ kg体重/日	各年度	許容摂取量未満	各年度	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	<p>【測定指標の選定理由】 また、ダイオキシンは、法令等に基づき、農林水産省は農畜水産物中の汚染実態を調査し、国民に情報提供することとなっており、毎年実態調査しており、摂取量の推定が可能であるため、指標としている。</p> <p>【目標値の設定の根拠】 国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、摂取量を、科学的評価に基づき設定された摂取許容量(PTDI(注9)やPTWI(注10)、ADI(注11)等)を超えないレベルに抑制する必要があることから、それぞれの危害要因毎に設定されている摂取許容量と推定される摂取量を比較して施策の効果を評価し、推定摂取量が暫定摂取許容量を超えていないことを目標値の「許容摂取量未満」として設定した。 ただし、これら危害要因の農産物等中の含有量は、気象条件等によって大きく左右されるため、単年度毎のデータの比較によって施策の効果を把握・評価することは困難である。</p> <p>【基準値の設定】 1-(1) カドミウムの暫定摂取許容量 食品安全委員会により一週間当たり7µg/kg体重と設定されている。 1-(2)ダイオキシン類の暫定摂取許容量 ダイオキシン類対策特別措置法(注12)により一日当たり4pg-TEQ/kg体重と設定されている。</p>
目標②	フードチェーンにおける安全管理の取組の強化										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア)-1 GAP(注13)導入産地数	1,572産地	20年度	3,000産地	27年度	2,240産地	2,412産地	2,563産地	2,710産地	2,855産地	<p>フードチェーンのうち、農業生産段階における取組である生産工程管理(GAP)に関して、更なる取組の拡大と取組内容の高度化が必要であることから、「GAP導入産地数」及び、高度な取組内容を含む「ガイドラインに則したGAP導入産地数」を指標として設定した。</p> <p>(ア)-1 GAP導入産地数 平成21年3月時点で4,479産地中1,572産地がGAPを導入している。平成27年度のGAP導入産地数を推計すると、すう勢で2,100産地程度まで導入が進むことが推測される。一方で、GAPの普及の中心的役割を果たす普及指導員等のGAP指導者の養成や活動について、22年度より、消費・安全対策交付金事業の支援を拡充していることから、施策効果を加味して、3,000と設定した。</p>	
(ア)-2 ガイドライン(22年4月策定) に則したGAP導入産地数	-	-	1,600産地	27年度	-	256産地	640産地	960産地	1,280産地	<p>(ア)-2 ガイドラインに則したGAP導入産地数 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(注14)」は平成22年4月に策定し、現在周知活動を行っているところ。ガイドラインには高度な取組内容が含まれていることから、徐々にステップアップしていくことを想定しており、当面は、基準年度時点で既にGAPを導入していた約1,600産地が27年度までにガイドラインに則したGAPに移行することを目標とした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。</p>	

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(イ) 中小規模層(年間販売金額1億円～50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率	16%	18年度	50%	24年度	42%	50%	—	—	—	HACCP手法(注15)の導入について食品販売金額別にみた場合、販売額が50億円以上の大手の規模層では相当程度導入が進んでいる(導入率70%以上)のに対し、食品製造業の大宗(約7割)を占める50億円以下の中小規模層では導入が進んでいない状況(1～50億円の規模層は16%、1億円未満は5%未満)であり、この中でも、地場食品中心と考えられる小規模の食品企業は別として、販売額1～50億円の規模層における導入促進が特に重要と考えていることから、これを指標として設定した。 平成20年度に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(平成10年法律第59号)の期限の延長を行った際に、最終年(平成24年度)の目標として、「平成18年度食品産業動向調査」において、販売額が1～50億円の規模層におけるHACCP手法の導入率が16%、同規模層の導入を検討している割合が34%であったことから、これらを合計した50%を目標として導入促進を図ることとした。なお、平成23年度においては、導入が進んでいない小規模事業者等の課題を踏まえ、今後の取組内容として、①資金コスト面では、22年度から実施している事業者の製造実態に応じた食品ごとの低コスト導入手法の構築の普及を強化、②人材面で、導入研修の地方自治体衛生部局等と連携した取組の全国的拡大及び責任者・指導者養成研修で育成された指導者が、小規模事業者等をサポートする仕組みを構築するなど運用を改善、③各研修のコンプライアンス徹底の取組などHACCP手法導入の動機付けを強める内容改善及び研修参加者に対する研修後の動向を追跡し、HACCP手法の導入を促進するきめ細かな対応することによって目標値である42%達成を図ることとした。
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(ウ) 生産者等における食品の入出荷記録の保存の取組率	—	—	100%	27年度	50%	65%	80%	95%	100%	食品のトレーサビリティ(注16)は、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、より多くの事業者が取り組まれることが必要であるが、特に生産者の取組が遅れていることから、生産者の取組率を指標として設定した。 生産者の取組割合は、現状4割程度と見込まれるところ。平成23年度以降、その数値を毎年増加させることとし、平成27年度までに生産者の入出荷記録の作成・保存の取組率を100%とする。

施策(2)		食品に対する消費者の信頼の確保								
目標①		食品表示の遵守状況の確実な改善								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 生鮮食品の「原産地」の不 適正表示率	15.2%	21年度	10%以下	25年度	10%以下	10%以下	10%以下	—	—	<p>食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。</p> <p>近年における消費者の食品の産地に関する関心の高まりから、平成21年から、生鮮食品の原産地を目標値と定めたところであるが、加工食品においても相次いで食品偽装表示事件が発覚していることから、加工食品の義務表示事項(名称、原材料名、期限表示等)の適正化に向けて具体的な目標値を定めた。</p> <p>具体的には、平成25年度までの目標値として、生鮮食品の原産地表示については、平成18年～平成21年における不適正表示率が2%(17.2%→15.2%)改善された実績を踏まえ、平成22年度～平成25年度に同等程度の改善(13.2%)を見込むとともに、更なる引き下げを図るべく10%の目標を定めた。</p> <p>また、加工食品の義務表示事項については、基準値は18.1%(平成21年度)であるが、生鮮食品の原産地表示と同程度の改善を見込むとともに、更なる引き下げを図るべく10%の目標を定めた。</p> <p>なお、平成22年度においては、全国で概ね4万の小売店、卸売業者及び製造業者への調査を実施したが、年度単位の不適正表示率は、事業者の中からの抽出調査であること、偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けることに留意する必要がある。</p>
(イ) 加工食品の義務表示事項の 不適正表示率	18.1%	21年度	10%以下	25年度	10%以下	10%以下	10%以下	—	—	

II

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	(1) 米中のカドミウム濃度:農林水産省が実施する国内産米穀のカドミウム調査結果(気象条件等による年次変動を考慮し、統計的に処理したデータ) (2) 米の供給量:食料需給表 (3) 米以外の食品からの推定摂取量:トータルダイエツスタディ(厚生労働省)(注17)
			達成度合の判定方法	厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、各危害要因の摂取量を推計し、摂取許容量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (許容摂取量未満:おおむね有効、許容摂取量を超過:有効性に問題がある)
		指標(イ)	把握の方法	(1) 魚介類中のダイオキシソ類濃度:水産物中のダイオキシソ類含有実態調査結果(消費・安全局) (2) 日本人の魚介類の平均摂取量:国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※平成21年度食品からのダイオキシソ類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシソ類摂取の魚介類の寄与は約9割と推定される。
			達成度合の判定方法	厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、各危害要因の摂取量を推計し、摂取許容量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (許容摂取量未満:おおむね有効、許容摂取量を超過:有効性に問題がある)
	目標②	指標(ア)-1 指標(ア)-2	把握の方法	米、麦、大豆、野菜、果樹の主要な産地を対象に毎年実施している調査により把握する。 「GAP導入産地数」は、本調査において、GAPの導入状況について、「実践中」もしくは「合意形成済み」と回答した産地の数。「実践中」の産地とは、GAPのチェックリストを作成又は活用し、対象産地において生産者に配布している産地又は実践している産地。「合意形成済み」の産地とは、検討会等において、産地として次期作にGAPを導入することについて生産者、産地の関係者等の合意形成が行われた産地。
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	「食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」(食料産業局企画課)を実施して、HACCP手法導入率を把握する。
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度の実績値 - 基準値(18年度)) / (当該年度の目標値 - 基準値(18年度)) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	農林水産省及び都道府県が行う調査による。
			達成度合の判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)(イ)	把握の方法	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を集計して把握。
			達成度合の判定方法	各年度の達成度合(%) = (基準値 - 各年度の実績) ÷ (基準値 - 目標値) × 100(%) Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 フードチェーン	農林水産物の一次生産、食品や食品原料の製造、加工、保管、流通、販売、消費までの一連の食品供給の行程。
注2 カドミウム	全国各地に鉛・銅・亜鉛の鉱山や鉱床が多数あり、鉱山開発や精錬などの人の活動によって環境中へ排出されるなど、いろいろな原因により水田などの土壌に蓄積している。
注3 摂取許容量	ある物質を一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大摂取量。物質の毒性により1日当たり、1週間当たり、又は1ヵ月当たりの耐容摂取量が定められ、体重1kg当たりの量で表される。
注4 ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。 ダイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン135種類、コプラナーPCB十数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ7種類、10種類、12種類ある。
注5 サーベイランス	問題の程度を知る、又は、実態を知るための調査。
注6 リスク管理	全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行うこと。
注7 農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質及び有害微生物	有害化学物質はカドミウムやアフラトキシン等26種類、有害微生物はカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等7種類が設定されている。
注8 食品の安全性向上対策の取組	食品を通じて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質は無数に存在するため、農林水産省は、化学物質の毒性、国産農畜産物における含有実態数に基づき、優先的に取り組むべき化学物質等を明らかにした上で、具体的には以下のプロセスで安全性向上対策に取り組んでいる。 ①幅広い食品を対象とした含有実態調査により、食品からの摂取量を推定し、食品が安全であるか、安全性を向上させる必要があるかを把握。 ②含有実態調査の結果、摂取量の低減が必要であるかと判断したものについて、安全性向上対策(生産条件・製造・加工工程の改善など)を検討・比較 ③安全性向上対策の有効性の検証
注9 PTDI	(provisional tolerable daily intake) 暫定1日耐容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量:体重1kg当たりで示される。
注10 PTWI	(provisional tolerable weekly intake) 暫定1週間耐容摂取量、一生の間毎週食べ続けても健康に影響が出ない量:体重1kg当たりで示される。
注11 ADI	(acceptable daily intake) 1日許容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量:体重1kg当たりで示される。意図的に使用される物質に設定される。
注12 ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)、排出ガス、排出水に関する規制及び、汚染土壌に係る措置等を整備。 なお、農林水産省では、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を実施。
注13 農業生産工程管理(GAP)	農業生産工程管理(GAP)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
注14 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン	食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理(GAP)の共通基盤として作成したもの。

注15 HACCP手法	食品の製造工程ごとに、あらかじめ危害を予測し(危害分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を常時監視・記録することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する手法。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされる。
注16 食品のトレーサビリティ	生産、加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。トレーサビリティを確立することにより、食品事故発生時の食品回収等をより迅速に行うことが可能となる。
注17 トータルダイエツスタディ	摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。

政策手段一覧（政策分野名：1. 食の安全と消費者の信頼の確保）

III

- ※2 当該政策分野に位置付けられる政策手段を「法律」「予算」「税制」の順に整理。
 ※3 「予算」については、行政事業レビューの実施単位と合わせて記入。

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(<<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	農薬取締法 (昭和23年)	—	—	—		農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(2)	肥料取締法 (昭和25年)	—	—	—		肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(3)	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和29年)	—	—	—		飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(4)	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成20年)	—	—	—		愛がん動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物の安全性の向上に寄与する。
(5)	植物防疫法 (昭和25年)	—	—	—		当該法律に基づき、植物に有害な病害虫の侵入防止を図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じることにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(6)	家畜伝染病予防法 (昭和26年)	—	—	—		国内防疫及び動物検疫を実施することにより、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。 当該法律に基づき、家畜伝染病等の発生予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じることにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(7)	家畜保健衛生所法 (昭和25年)	—	—	—		都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として、家畜保健衛生所を設置する根拠及びその業務等を規定。 当該法律に基づき、都道府県は、地方における家畜衛生の向上を図り、もつて畜産の振興に資するため、家畜保健衛生所を設置することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(8)	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP法） (平成10年)	—	—	—	(1)-②-(イ)	食品製造業における食品の安全性の確保と品質管理の高度化に資するHACCP手法の導入を推進するため、食品製造業者が行うこれに必要な施設整備に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCP手法の導入及び一般的衛生管理の徹底による食品の品質管理の向上やコンプライアンスの徹底等により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。
(9)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年)	—	—	—	(1)-②-(ウ)	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。
(10)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年)	—	—	—	(1)-②-(ウ)	BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛肉のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、肉牛の出生等管理者から販売業者まで食品管理の取組の強化に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	<u>上段:予算の状況<減収見込額></u> <u>下段:(執行額)/(<減収額>)</u> (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(11)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和25年)	—	—	—	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	日本農林規格(JAS規格)の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資する。 食品の表示は、消費者の商品選択の際の拠り所となるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。
(12)	有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 (平成18年度) (主)	327 (196)	294 (275)	286	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	我が国で食品による健康への悪影響が懸念される危害要因や国際機関で優先的に検討を行うこととしている危害要因の低減対策の策定等を図るため、国際的に求められる精度管理のできる分析機関において、有害化学物質や有害微生物による我が国の農畜水産物・食品全体の汚染実態や汚染の程度と生産・製造の関係を調査・把握する。 有害化学物質・微生物による食品汚染の実態や生産・製造管理との関連を把握し、そのデータに基づく汚染低減対策を提示・普及することにより、健康リスクの低減に寄与する。
(13)	消費・安全対策交付金 (平成17年度) (主、関連:政策分野2、4)	2,416の内数 (1,747の内数)	4,781の内数 (4,275の内数)	3,023の内数	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-②-(ア) (1)-②-(ウ)	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①農畜産物の安全性の向上、②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及、③伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止、④地域における日本型食生活等の普及の推進。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資する。また、②の取組の生産者等のトレーサビリティの取組の普及により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与する。更に、①から③の取組を含め、食の安全及び安定供給に寄与する。
(14)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:政策分野2、8、11、19)	—	2,797の内数 (1,399の内数)	11,557の内数	(1)-②-(ア)	農業の持続的発展に向けた所得の増大、食料自給率の向上に向けた戦略作物の生産拡大や鳥獣被害対策の推進による産地の活性化を支援。また、その取組に必要な機械・施設の導入も支援。 本事業は、産地や農家が安定した経営を継続し、産地の信頼を確保するため、産地の活性化を図ることにより、国産農産物の安全及び安定供給に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	<u>上段:予算の状況<減収見込額></u> <u>下段:(執行額)/(<減収額>)</u> (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(15)	食品産業品質管理・信頼性向上支援事業費 (関連:政策分野3、9)	—	328 (319)	277	(1)-②-(イ)	食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を図るため、以下の事業を実施。 ①中小規模層の食品製造事業者を対象としたHACCP手法の導入、現場責任者・指導者養成及び一般的衛生管理の徹底に向けた各種研修会を開催するとともに、低コストでHACCPを導入する手法の構築等の取組を支援 ②食品事業者のコンプライアンス確立のための研修等の開催等の取組の支援 ③食品産業事業者の自主的な原料原産地表示の取組の支援 このことにより、消費者の信頼を確保し、国内市場の活性化に寄与する。
(16)	トレーサビリティ対策事業 (平成15年度) (主)	470 (422)	408 (366)	402	(1)-②-(ウ)	①牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の的確な実施を図るため、と畜された全ての牛の枝肉から肉片を採取し、照合用サンプルとして保管し、②農林水産省が小売店から購入した牛肉と、照合用サンプルを同一性分析し、正しい個別識別番号の伝達が行われているかを確認するとともに、③飲食物品のトレーサビリティ施策の検討に資するための調査を実施する。 トレーサビリティの取組の推進により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与する。
(17)	食品表示適正化対策事業委託費 (平成19年度) (主)	94 (94)	90 (90)	76	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	公募により選定した一般消費者に、食品表示ウォッチャーとして日常的に小売店舗で食品の表示状況のモニタリングを行うことを委嘱し、農林水産省が行う調査・指導につなげる。また、食品事業者を対象に、表示を行う上での留意事項等の講座を開催、食品事業者と一般消費者の意見交換会を開催する。 食品の表示は、消費者の商品選択の際の拠り所となるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。
(18)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)	7,755 (7,655)	7,071 (7,065)	6,906	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器を整備する。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	<u>上段:予算の状況<減収見込額></u> <u>下段:(執行額)/(<減収額>)</u> (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(19)	感染症対策等の域内協力体制確立に向けた動物用医薬品開発・供給体制整備事業費 (平成23年度)(主)	—	—	30		アジア地域で流行する疾病に対応した動物用医薬品の開発と供給体制の基盤を整備する。 当該事業の実施により、アジア地域の動物衛生の向上と我が国の動物衛生・食品安全性の向上に寄与する。
(20)	家畜伝染病予防費 (平成19年度) (主、関連:政策分野4)	3,590 (1,523)	30,390 (27,554)	3,590		家畜伝染病予防法に基づき、①口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ病等の家畜伝染病の発生時、殺処分した家畜等への手当金、②同法第16条に規定する、口蹄疫等の発生時に、殺処分した家畜等への特別手当金を所有者に交付する。③都道府県が実施する家畜伝染病予防事業の費用の全部又は一部を負担する。 主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を講じることにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(21)	口蹄疫総合対策事業費 (平成22年度) (主、関連:政策分野4)	—	28,148 (23,184)	278		①口蹄疫対策特別措置法に基づき、都道府県に対し、殺処分された疑似患者以外の家畜の所有者に対する補償・補てん金、埋却等処理費等を負担、また、口蹄疫のまん延防止のため、ワクチンを接種した区域周辺の搬出制限区域内の農家に対する、牛豚の早期出荷等による価値の低下分の費用等を支援、②シカ、イノシシ等野生動物における口蹄疫の浸潤状況を委託調査、③口蹄疫の疑いを獣医師が現場で迅速に診断できる簡易診断キットを実用化、④家畜伝染病が発生した農場の周辺農場の位置や家畜の飼養状況等、初動防疫措置の実施に必要な情報収集のための防疫マップシステムを開発する。 口蹄疫は、伝播力が非常に強く、発生すると畜産物の安定供給に大きな影響を与えることから、発生の予防リスク管理と発生に備えた危機管理体制を強化するとともに、まん延防止措置により、安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(22)	家畜衛生対策事業 (平成17年度) (主、関連:政策分野4)	2,560 (2,428)	2,097 (2,071)	2,129		①我が国におけるBSEの浸潤状況を把握するための死亡牛BSE検査について、生産者に対して検査費用等を助成、②豚の慢性疾病であるオーエスキュー病等の我が国全体の清浄化に向け、生産者が自主的に行う検査、ワクチン接種及びとう汰等を支援、③HACCPの考え方を取り入れた家畜の飼養衛生管理の指導等を行う農場指導員の養成、生産から消費までの高度衛生管理の取組等を支援する。 当該事業を民間団体等へ支援することにより、国民への安全な畜産物の供給体制の確保と消費者の信頼確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(23)	食の生産資材安全確保対策事業 (平成18年度) (主)	739 (590)	637 (559)	651		生産資材や生産資材中に含まれる有害物質のリスク評価及び当該評価に基づく使用基準や安全基準の設定・見直し等のため、科学的データの収集・分析、有害物質等の分析法の開発、リスク管理手法の開発、調査等を実施するとともに、設定した使用基準や安全基準については、農家や製造業者への立入検査により遵守状況を確認し、必要に応じて指導等を実施する。 農畜水産物の生産には、生産資材が不可欠であり、生産資材や生産資材中に含まれる有害物質が農畜水産物を介して、人の健康に影響を与えないよう、関係法令の下で、国際基準や科学的知見を踏まえ、使用基準や安全基準等を設定・見直しすることにより、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与する。
(24)	植物防疫事業交付金 (昭和60年度) (主、関連:政策分野4)	319 (319)	319 (318)	308		我が国の農業生産の安全と助長を図るため、発生予察事業の実施等により、国と都道府県が協力して病害虫のまん延を防止する。 病害虫の防除を効果的かつ効率的に行い、農作物への被害を防止することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(25)	水産防疫対策事業 (平成15年度) (主、関連:政策分野4)	132 (128)	124 (116)	115		魚介類の伝染病の発生予防及びまん延防止のため、①水産疾病の診断等緊急対策、海外の水産疾病情報の収集、水産動物疾病の診断法の開発・改良、水産用医薬品の基礎的な研究・開発、未侵入疾病の我が国魚介類に対するリスク評価、②国内の防疫対策を担う技術者の養成、輸入魚介類の疾病検査及びモニタリング、疾病浸潤状況調査、疾病に関する技術書作成・普及等、③国内で問題になっている水産疾病に関する調査・研究を行う。 我が国に発生のない魚介類の海外悪性伝染病の水際防疫の強化や国内で発生している伝染病の的確な防疫を行うとともに、国内防疫を担当する養殖衛生管理技術者の養成を行うことにより、安全な魚介類の安定供給に寄与する。
(26)	発生予察の手法検討事業委託費 (平成22年度) (主、関連:政策分野4)	—	68 (67)	75		従来の防除対策では防除が困難な病害虫に対応する発生予察手法の見直しを行うとともに、的確な病害虫発生予察情報に基づく効果的・効率的な防除技術の確立を図る。 病害虫の防除を効果的かつ効率的に行い、農作物への被害を防止することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	<u>上段:予算の状況<減収見込額></u> <u>下段:(執行額)/(<減収額>)</u> (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(27)	家畜伝染病早期診断体制整備事業 委託費 (平成20年度) (主、関連:政策分野4)	88 (88)	67 (46)	73		家畜の伝染性疾患の早期診断体制を整備するため、①高病原性鳥インフルエンザ等国内発生が稀であるが国家防疫上重要な家畜の疾患の診断に用いる試薬の製造委託、②新規菌株等の性状解析及び牛白血病の検査試薬の製造委託等を実施する。 家畜伝染性疾患の発生予防及びまん延防止対策を迅速に講じるため、早期診断体制を整備することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(28)	獣医療提供体制整備推進総合対策 事業費 (平成22年度) (主)	—	58 (55)	96		獣医系大学の学生に対する臨床実習の実施や修学資金の貸与、臨床獣医師に対する卒業研修の実施により、産業動物獣医師の育成・確保を図る。 家畜診療や家畜防疫を担う獣医師を育成・確保し、適切な獣医療の提供を通じることにより、家畜医療の確保と安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(29)	動物用医薬品・飼料対策事業 (昭和38年度) (主)	66 (52)	54 (42)	50		①動物用医薬品の有効性、安全を確保するため、承認申請資料の国際的調和、試験方法のガイドラインの作成、ワクチンに関する基準の国際化、医薬部外品の審査簡略化の推進、②循環資源等を利用した飼料の安全の確保を図るため、飼料関係事業者が連携して行う取組の支援、③動物用医薬品の品質、安全及び有効性の確保を目的として都道府県の薬事監視員により検定品の採取、製造所への立入検査等を行わせる。 当該事業を通じ、循環資源等を利用した飼料や動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(30)	有機JAS規格制度等信頼向上事業 委託費 (平成22年度) (主)	—	27 (27)	22		有機JAS規格制度等の信頼性の向上を図る観点から、登録認定機関の検査能力の斉一化のために登録認定機関の検査員、判定員を対象とした書類審査及び実地検査の手法の研修会を実施するとともに、認定事業者や登録認定機関が個々の資材について、有機使用可能資材のリスト作成を検討する。 登録認定機関の検査能力の斉一化や有機農産物のJAS規格で使用できる資材の判断基準の統一化に取り組むことにより、有機JAS規格制度等の信頼性の向上に寄与する。
(31)	海洋生物毒安全対策事業委託費 (平成15年度) (主)	10 (10)	18 (18)	16		海洋生物毒による食中毒を防止するため、海洋生物毒の分析法の開発、海洋生物毒の毒化状況実態調査と原因プランクトンの分布調査、貝毒分析のための標準品の製造、検定及び研修を実施する。また、分析法及び調査結果は、研修会等において都道府県担当者等に広く普及し、リスク管理の強化を図る。 海洋環境の変化に伴い、これまで我が国では報告のなかった水産物の毒化状況を的確に把握することにより、水産物の安全の確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	<u>上段: 予算の状況<減収見込額></u> <u>下段: (執行額)/(<減収額>)</u> (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(32)	食の情報提供活動促進事業委託費 (平成22年度) (主)	—	17 (17)	17		消費者の適切な商品選択に資するため、商品情報の提供の実態や、消費者が求める情報及び提供方法等の実態把握調査を踏まえて、適切な情報提供方法についてのガイドラインの検討・策定を行う。 消費者ニーズを踏まえた情報提供方法についてのガイドラインの検討や策定を行うことにより、食品事業者による消費者への商品情報提供の取組を促進し、消費者の適切な商品選択に寄与する。
(33)	事業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例(HACCP法関係)	—	—	<15>	(1)-②-(イ)	事業協同組合等がHACCP法の第10条第1項の規定に基づき(株)日本政策金融公庫から融資を受けて家屋を取得した場合において地方税法第73条の14第6項の規定により課税標準の特例措置を受けられる。 当該税制優遇措置を含めた施策により、HACCP手法を導入する食品製造事業者の範囲を拡大させて、食品の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。